

小規模多機能型居宅介護事業
看護小規模多機能型居宅介護事業
認知症対応型共同生活介護事業
(認知症高齢者グループホーム)
建設の手引き

未整備・随時開所
—令和7年度募集—

—令和7年1月—

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部
介護事業指導課

目次

1	開所までの流れ	1
2	募集概要	2
	募集圏域一覧	6
3	用地・建築・地域団体等に関する調整事項	11
4	認知症高齢者グループホーム等の利用料	15
5	開設に伴う補助金	16
6	審査・選定方法	19
	・資料1：小規模多機能型居宅介護 設備のガイドライン	21
	・資料2：看護小規模多機能型居宅介護 設備のガイドライン	32
	・資料3：認知症対応型共同生活介護 設備のガイドライン	44
	・資料4：地域密着型サービス事業所事業者募集に関するQ&A	54
	・資料5：小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型 居宅介護事業所一覧（整備予定含む）	56
	・資料6：横浜市の小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型 居宅介護関係データ	58
	・資料7：横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための 民有地マッチング事業	62
	・事前相談等申込票	64

1 開所までの流れ

<p>令和7年5月15日～ 【全6回】 17時まで</p>	<p>事業計画書提出締切（全6回）</p> <p>第1回：令和7年5月15日（木） 第2回：令和7年7月15日（火） 第3回：令和7年9月12日（金） 第4回：令和7年11月14日（金）※¹ 第5回：令和8年1月15日（木） 第6回：令和8年3月13日（金）※¹</p>
<p>締切日～約3か月間</p>	<p>審査 (書類確認、現地確認、事業者ヒアリング 等)</p>
<p>締切日から 約1、2か月後の 指定した日※²</p>	<p>事業者ヒアリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請があった全事業計画について、締切後にヒアリングを行います。 ・代表者予定者、管理者予定者及び設計担当者の方は、必ずご出席ください。 ・オーナー型補助を希望される場合、オーナーの方もご出席ください。
<p>締切日から約3か月後※² (整備費補助を申請する場合は、 約5か月後※²)</p>	<p>事業計画書審査結果通知の送付・公表</p> <p>※選定した事業計画は、概要をホームページで公開します。</p>
<p>結果通知後 ※³</p>	<p>① 福祉のまちづくり条例事前協議 ② 建築確認等各種申請手続き</p> <p>工事等着手届の提出</p> <p>③ 工事着工 ④ 工事しゅん工 ⑤ 各種検査関係手続き</p> <p>工事等完了届の提出</p> <p>⑥ 現地確認</p>
<p>開所約5か月前</p>	<p>指定申請手続き開始 【介護事業指導課 地域密着 運営担当】 詳細は、各サービスのページを参照してください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/mittyakushinnki.html ※横浜市の管理者向け質の向上セミナーについては、指定申請より前に受講が必要となりますので、以下のURLから募集期間をご確認ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/semina.html</p>
	<p>事業所 指定（開所）</p> <p>※本市の定める期限までに指定を受けること。</p>

※¹ 開所の時期等により、開設に伴う補助金を申請できる場合があります。詳しくは、16～18頁を参照してください。

※² 審査状況により、時期が遅れる可能性があります。

※³ 整備費補助を申請する場合は異なります。詳しくは、16～18頁を参照してください。

2 募集概要

(1) 事業計画書の作成等

ア 対象事業

本市介護保険事業計画に沿って、計画的に整備を進めていくため、補助金申請予定か否かを問わず、市内で整備を予定している全ての事業計画について事業計画書を提出していただきます。

また、今後法人を設立予定の場合、指定申請までに法人格の取得が可能であれば、個人の方による提出も可能です。

イ 質問・事前相談（募集期間外でも受け付けます）

電話（045-671-3414）、メール（kf-kscm@city.yokohama.lg.jp）または来庁により受け付けます。メール及び来庁希望の場合は、事前相談等申込票（次ページURLからダウンロードできます）をメールでお送りください。来庁をご希望の場合は、担当者より日程調整の連絡を差し上げます（相談内容によっては、お電話のみの対応となる場合がありますのでご了承ください）。

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所について、市街化調整区域における整備を予定している場合は、介護事業指導課との事前相談を必須とします。上記の方法により必ず事前相談を行ってください。

ウ 事業計画書の作成

この手引きと事業計画書の記載例を参考に、事業計画書を作成してください。

事業計画書作成等に要する費用は、全額事業者負担となります。

複写した資料を提出する場合は、必要に応じて原本証明を行ってください。

（※事業計画書提出書類確認一覧を参照）

「事業計画書」エクセルファイル内の「『事業計画書』ファイルの綴り方」を必ず参照して綴ってください。

【提出資料】

・ファイル（紙媒体）：正副1部ずつ（副本は受付印を押印の上返却します。）

・事業計画書（データ）：1部（CD-RまたはDVD-R）

1つのPDFファイルにまとめ、紙媒体のインデックスと同様の内容の「しおり」を付けてください。

※紙媒体及びデータの正本と副本は、すべて同一の内容とすること。

なお、選定後の事業計画の変更は原則として認められませんので、実現性の高い計画の作成をお願いします。

【図面の作成・提出にあたって】

- ① 建築士（設計者）の氏名が記載されているものを提出してください。
- ② 基準条例上の「設備に関する基準」（第87条、115条、185条）、「設備のガイドライン」（資料1～3）を必ず参照した上で図面を作成してください。
- ③ 台所については（ア）キッチンユニット、（イ）食器棚、（ウ）冷蔵庫の位置を図面に明記してください。
- ④ 事務室については（ア）机、（イ）書庫を図面に明記してください。
- ⑤ 居間・食堂・居室または宿泊室について、面積算定の範囲を着色等により図面で示し、算定面積（内法）を表記してください。

※選定した事業計画について、後に設計変更を促す場合があります。

エ 事業計画書の提出

事前に来庁日時をお約束の上、介護事業指導課に御持参ください。

資料の追加提出や修正も提出締切までに行う必要があります。例年多くの場合に不足資料の追加や修正をお願いしていますので、日程に余裕をもって御提出ください。

提出された事業計画書・添付資料等は、副本を除き、返却しませんので、予めご了承下さい。

提出された事業計画書・添付資料等は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、行政文書として情報開示の対象となることがあります。

事業計画書を作成する際には、基準日を締切の前月末日としてください。

オ 事業計画提出後

事業計画書提出後に、現地確認及びヒアリングを行います。

審査結果通知後、選定された事業者は、事業計画の内容に沿って事業を進めることについて、確約書を提出していただきます。

※虚偽その他不正な申請が発覚した場合は、選定対象としません。

★事業計画書及び事前相談等申込票のダウンロード先★

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

認知症対応型共同生活介護

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html>

(2) 応募要件

ア 運営法人に関する要件

- ・ 介護保険法第78条の2第4項第4号の2から第12号及び第115条の12第2項第4号の2から第12号に該当しない法人であること。看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所の開設者は法人でなくても可能です。
- ・ 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ・ 介護給付費等返還金がある場合は、誠実に返還していること。
- ・ 法人が運営している全事業所に係る介護保険法に基づく介護保険事業者の指定の全部効力の停止を受けていないこと、また、同効力の停止期間終了日から3年以内でないこと。
- ・ 法人が運営している全事業所に係る介護保険法に基づく介護保険事業者の指定の一部効力の停止を受けていないこと、また、同効力の停止期間終了日から1年以内でないこと。

なお、指定申請までに介護保険法上の全ての指定基準を満たさない場合には、計画が選定されても指定出来ません。

イ 建物及び立地等に関する要件

- ・ 既存物件にて整備する場合、昭和56年以前の建物については、耐震診断を受け、現行の耐震基準を満たしていること、又は、必要な耐震改修を実施していること。
- ・ 平成18年8月31日以前に新築の工事に着手した建築物については、アスベストの飛散がない状態であること、アスベストの除去等の措置済であること、又はアスベストが使用されていないこと。
- ・ 災害のおそれがある区域に関する要件については、11～12頁のとおりとすること。

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については、市街化調整区域での建築が可能であるが、当区域での立地要件については、13頁のとおりとすること。
- ・ 計画地に別の事業計画等がないこと。

(3) 人員・設備・運営に関する基準

横浜市独自基準もありますので、「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」等に従って、適正な運営や設備を確保してください。

詳細は「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」「横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」（以下、「基準条例」という）、「運営の手引き」、「指定基準の概要」を参照してください。

【基準条例URL】

http://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001748.html

http://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001749.html

【「運営の手引き」「指定基準の概要」URL】

小規模多機能型居宅介護：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/syoukibo.html

看護小規模多機能型居宅介護：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/hukugou.html

認知症対応型共同生活介護：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/gh.html

(4) 募集日常生活圏域

(いずれも、サテライトを含む)

ア 小規模多機能型居宅介護事業所

募集圏域一覧「1. 未整備圏域」の**36圏域**です。

イ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

募集圏域一覧「1. 未整備圏域」及び「2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所未整備区内の募集対象圏域」にある**計56圏域**です。

ウ 認知症対応型共同生活介護事業所

「募集圏域一覧」の**10圏域**です。

エ 併設

(①小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所、②認知症対応型共同生活介護事業所 との併設)

①または②、どちらかが本手引きの募集圏域に該当すれば、他方の②または①は、本手引きの募集圏域に非該当でも応募可とします。ただし、「建設の手引き 通常公募 令和7年度募集(令和8年度整備事業)」において、募集対象圏域であること。

オ 募集圏域の追加

事業所廃止等により新たに未整備圏域が生じた場合は、状況に応じて(10月をめどに)、当該未整備圏域を募集圏域に追加します(ホームページに掲載します)。

なお、本手引きの募集圏域一覧については、全6回の提出締切を通じて募集圏域とします(年

度途中で事業計画が選定されても、募集圏域から除外しません。)

※ 未整備圏域とは、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護においては、そのどちらも整備されていない日常生活圏域を指します。認知症対応型共同生活介護においては、認知症対応型共同介護事業所が1か所も整備されていない日常生活圏域を指します。

(5) 認知症対応型共同生活介護事業所のユニット（定員）数

① 本体事業

1つの事業所につき、3ユニット（27人）までの応募が可能です。

② サテライト

- ・ サテライトのユニットの合計数が、本体事業所のユニットの数を上回らないこと。
- ・ 本体事業所とサテライトのユニットの数の合計は、最大4までとすること。（詳細は「運営の手引き」参照）

募集圏域一覧

1. 未整備圏域

【小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】

※看護小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、「2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所未整備区内の募集対象圏域」も併せてご確認ください。

区	日常生活圏域名	該当地域
鶴見区	鶴見市場地域ケアプラザ圏域	市場上町、市場下町、市場西中町、市場東中町、市場富士見町、市場大和町、栄町通3～4丁目、尻手一～三丁目、菅沢町、平安町、元宮一～二丁目
	生麦地域ケアプラザ圏域	岸谷四丁目(30～34)、大黒町、大黒ふ頭、鶴見中央五丁目(8の一部、11の一部、12、13、14の一部、17、18、21～31)、生麦一～五丁目
	駒岡地域ケアプラザ圏域	梶山一～二丁目、上末吉一～五丁目、駒岡一～五丁目、獅子ヶ谷一丁目(27～32、39、41の一部、42、43、44の一部、45～63)、下末吉一～六丁目、三ツ池公園
西区	藤棚地域ケアプラザ圏域	藤棚町1丁目(第3地区部分)、藤棚町2丁目、浜松町、久保町、東久保町、元久保町、境之谷
	浅間台地域ケアプラザ圏域	北幸一～二丁目、南幸一～二丁目、岡野一～二丁目、西平沼町、浅間町、南浅間町、浅間台、楠町、宮ヶ谷、南軽井沢、北軽井沢
	宮崎地域ケアプラザ圏域	花咲町、紅葉ヶ丘、宮崎町、戸部町1～4丁目、老松町、東ヶ丘、赤門町、霞ヶ丘、西戸部町1～2丁目、伊勢町1～2丁目、伊勢町3丁目(第4地区部分)
中区	新山下地域ケアプラザ圏域	山下町、元町、新山下一～三丁目、千代崎町、北方町、小港町、諏訪町、本牧十二天
	不老町地域ケアプラザ圏域	宮川町、桜木町、花咲町、野毛町、黄金町、初音町、日ノ出町、赤門町、英町、伊勢佐木町、末広町、羽衣町、弥生町、曙町、末吉町、吉田町、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、長者町2～9丁目、蓬萊町、若葉町、吉浜町(1)、万代町、不老町、三吉町(4)、千歳町(3)、山田町、山吹町、富士見町、石川町、打越、海岸通、元浜町、日本大通、新港一～二丁目、北仲通、南仲通、太田町、相生町、住吉町、常磐町、尾上町、真砂町、港町、本町、弁天通、横浜公園、内田町
	麦田地域ケアプラザ圏域	麦田町、柏葉、大和町、立野、鷺山、竹之丸、西之谷町、本牧緑ヶ丘(1～77、81～201)、滝之上(51～78)、上野町、妙香寺台、豆口台、仲尾台、山手町(36～202、226～269)
	簗沢地域ケアプラザ圏域	山元町、簗沢、塚越、寺久保、大平町、大芝台、西竹之丸、根岸台、根岸旭台、滝之上(1～50、79～160)、山手町(1～35、203～225、270～288)
	本牧和田地域ケアプラザ圏域	本牧和田、本牧間門、本牧荒井(36～122、303-2、303-6)、本牧元町(1～24、36～76)、本牧大里町、本牧三之谷、根岸町、池袋、根岸加曾台、矢口台、千鳥町、豊浦町、かもめ町、南本牧
南区	清水ヶ丘地域ケアプラザ圏域	清水ヶ丘、庚台、三春台、伏見町、西中町、前里町、白金町、南太田一～四丁目
	浦舟地域ケアプラザ圏域	永楽町、真金町、万世町、高根町、白妙町、浦舟町、日枝町、南吉田町、山王町、吉野町、新川町、二葉町、高砂町
	中村地域ケアプラザ圏域	中村町、唐沢、平楽、八幡町、山谷
港南区	日下地域ケアプラザ圏域	笹下二～七丁目、日野中央一・三丁目
	港南中央地域ケアプラザ圏域	上大岡西一～三丁目、港南一～六丁目、港南中央通、笹下一丁目、日野一～六丁目、上大岡東一～三丁目
	日限山地域ケアプラザ圏域	日限山一～四丁目、丸山台四丁目
	上永谷駅前地域ケアプラザ圏域	上永谷一～六丁目、丸山台一～三丁目、野庭町の一部(25番から336番、394番から481番、596番から599番、680番から697番、713番、714番)
保土ヶ谷区	星川地域ケアプラザ圏域	峰岡町1～2丁目、宮田町、天王町、川辺町、星川一～三丁目、明神台

区	日常生活圏域名	該当地域
旭区	上白根地域ケアプラザ圏域	中白根一～四丁目、白根町、上白根一～三丁目、上白根町の中原街道の北側は除くエリア、白根五丁目の一部（三菱第六団地自治会、白根日商自治会）、白根七丁目の一部（中白根町内会）、白根八丁目
	若葉台地域ケアプラザ圏域	若葉台一～四丁目
	今宿西地域ケアプラザ圏域	今宿東町、今宿西町、今宿南町
	今宿地域ケアプラザ圏域	今宿町、今宿一～二丁目、中沢一～三丁目、中尾一～二丁目、東希望が丘の一部（クレール希望が丘自治会、東希望が丘西部自治会、希望が丘ビレッジ自治会、コスモ希望が丘自治会、東希望が丘ハイツ自治会を除く）
磯子区	屏風ヶ浦地域ケアプラザ圏域	汐見台1～3丁目、森二～六丁目、森が丘一～二丁目、中原一～四丁目、新中原町
金沢区	並木地域ケアプラザ圏域	富岡東一～二丁目、富岡東三丁目1番～9番、並木一丁目、昭和町、鳥浜町、白帆
	能見台地域ケアプラザ圏域	能見台一～六丁目、西柴一丁目(14番の一部、15・16番、17番の一部、25番の一部(西柴団地自治会)を除く)、二丁目31・32番、能見台通、能見台東、堀口、片吹、長浜、長浜一～二丁目、能見台森
	柳町地域ケアプラザ圏域	六浦南一丁目12・13番の一部、14～19番、20番の一部(瀬ヶ崎台自治会)、六浦東一～二丁目、三丁目(14番、15・16番の一部を除く)(瀬ヶ崎台自治会)、六浦一～二丁目、六浦四丁目5番の一部、6番、9・13番の一部(塩場町内会)、大川7番の一部、柳町、瀬戸、野島町、乙舳町
港北区	日吉本町地域ケアプラザ圏域	日吉本町一丁目・三～四丁目、箕輪町一～三丁目、日吉一～七丁目
	新羽地域ケアプラザ圏域	新羽町、北新横浜一～二丁目
青葉区	奈良地域ケアプラザ圏域	すみよし台、奈良一～五丁目、奈良町、緑山
	美しが丘地域ケアプラザ圏域	美しが丘四丁目、美しが丘西一～三丁目、すすき野三丁目5、荇子田一～三丁目（一丁目4・16、三丁目1～14・26～28除く）、元石川町（3714～4341・5148・5151を除く）
	大場地域ケアプラザ圏域	大場町、みすずが丘、あざみ野一～四丁目、荇子田一丁目4・16・三丁目26～28、元石川町3714～4341・5148・5151
	鴨志田地域ケアプラザ圏域	鴨志田町、寺家町、たちばな台一～二丁目、成合町
	青葉台地域ケアプラザ圏域	青葉台一～二丁目、榎が丘、桜台、若草台
	たまプラーザ地域ケアプラザ圏域	美しが丘一～三丁目・五丁目、新石川一～四丁目
	すすき野地域ケアプラザ圏域	すすき野一～三丁目（三丁目5を除く）、鉄町、もみの木台、黒須田、荇子田三丁目1～14

* 「〇〇町の一部」となっている場所は、具体的な地番と案内図を介護事業指導課にお問い合わせください。介護事業指導課から各区の所管課に確認するため、時間がかかる事があります。

【認知症高齢者グループホーム】

区	日常生活圏域名	該当地域
西区	戸部本町地域ケアプラザ圏域	御所山町、戸部本町、戸部町5～7丁目、桜木町、西戸部町3丁目、伊勢町3丁目（第2地区部分）、中央一～二丁目、西前町、藤棚町1丁目（第2地区部分）、高島一～二丁目、平沼一～二丁目、みなとみらい一～六丁目
	宮崎地域ケアプラザ圏域	花咲町、紅葉ヶ丘、宮崎町、戸部町1～4丁目、老松町、東ヶ丘、赤門町、霞ヶ丘、西戸部町1～2丁目、伊勢町1～2丁目、伊勢町3丁目（第4地区部分）
中区	不老町地域ケアプラザ圏域	宮川町、桜木町、花咲町、野毛町、黄金町、初音町、日ノ出町、赤門町、英町、伊勢佐木町、末広町、羽衣町、弥生町、曙町、末吉町、吉田町、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、長者町2～9丁目、蓬萊町、若葉町、吉浜町（1）、万代町、不老町、三吉町（4）、千歳町（3）、山田町、山吹町、富士見町、石川町、打越、海岸通、元浜町、日本大通、新港一～二丁目、北仲通、南仲通、太田町、相生町、住吉町、常磐町、尾上町、真砂町、港町、本町、弁天通、横浜公園、内田町
	寿地区圏域	翁町、扇町、寿町、松影町、長者町1丁目、千歳町（1～2）、三吉町（1～3）、吉浜町（2）
	簗沢地域ケアプラザ圏域	山元町、簗沢、塚越、寺久保、大平町、大芝台、西竹之丸、根岸台、根岸旭台、滝之上（1～50、79～160）、山手町（1～35、203～225、270～288）
港南区	日下地域ケアプラザ圏域	笹下二～七丁目、日野中央一・三丁目
金沢区	並木地域ケアプラザ圏域	富岡東一～二丁目、富岡東三丁目1番～9番、並木一丁目、昭和町、鳥浜町、白帆
	西金沢地域ケアプラザ圏域	釜利谷東四丁目53～57番の一部（北谷町内会、新明自治会）、釜利谷東五丁目（4番の一部を除く）（北谷町内会）、釜利谷西一～六丁目、釜利谷南二丁目1番、42・43番の一部（金沢文庫パークタウン自治会）、釜利谷南三丁目、釜利谷南四丁目（11番以降）、釜利谷町、みず木町
青葉区	美しが丘地域ケアプラザ圏域	美しが丘四丁目、美しが丘西一～三丁目、すすき野三丁目5、荻子田一～三丁目（一丁目4・16、三丁目1～14・26～28を除く）、元石川町（3714～4341・5148・5151を除く）
	青葉台地域ケアプラザ圏域	青葉台一～二丁目、榎が丘、桜台、若草台

* 「〇〇町の一部」となっている場所は、具体的な地番と案内図を介護事業指導課にお問い合わせください。介護事業指導課から各区の所管課に確認するため、時間がかかる事があります。

2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所未整備区内の募集対象圏域

看護小規模多機能型居宅介護事業所が未整備の区につきましては、看護小規模多機能型居宅介護事業所に限り、「1. 未整備圏域」の圏域に加え、以下の圏域も募集対象とします。

【看護小規模多機能型居宅介護】

区	日常生活圏域名	該当地域
鶴見区	鶴見中央地域ケアプラザ圏域	諏訪坂（1～3、7～19、21）、佃野町、鶴見一丁目（1～4、6-15～6-26、6-28～、7～13）、鶴見二丁目（1、3）、鶴見中央一～四丁目、鶴見中央五丁目（1～7、8の一部、9、10、11の一部、14の一部、15、16、19、20）、寺谷一丁目（1～22、25-1～25-3、25-24～25-28、26、27）、寺谷二丁目、豊岡町、東寺尾中台（16～18、35～37）
	矢向地域ケアプラザ	江ヶ崎町、矢向一～六丁目
	潮田地域ケアプラザ圏域	朝日町、安善町、潮田町、扇島、小野町、寛政町、栄町通1～2丁目、汐入町、下野谷町、末広町、大東町、仲通、浜町、弁天町、本町通、向井町
	東寺尾地域ケアプラザ圏域	岸谷一～二丁目、岸谷三丁目（34の一部、35を除く）、岸谷四丁目（30～34を除く）、東寺尾一丁目（1～2、3の一部、4の一部を除く）、東寺尾二丁目（21の一部、23を除く）、東寺尾三～四丁目、東寺尾五丁目（1～10、11の一部、12の一部、13～14、15の一部、20、21）、東寺尾六丁目（1～3）
	寺尾地域ケアプラザ圏域	岸谷三丁目（34の一部、35）、北寺尾一～五丁目、北寺尾六丁目（18の一部、19～21、24の一部、25の一部、27の一部、28の一部、29～32）、北寺尾七丁目（19の一部）、獅子ヶ谷一丁目（1～26、33～38、40、41の一部、44の一部）、獅子ヶ谷二丁目、獅子ヶ谷三丁目（30の一部、32を除く）、諏訪坂（4～6、20）、鶴見一丁目（5、6-1～6-14）、鶴見二丁目（2）、寺谷一丁目（23、24、25-4～25-23）、馬場六丁目（5、6の一部、25）、東寺尾六丁目（1～16を除く）、東寺尾北台、東寺尾中台（1～15、19～34）、東寺尾東台
馬場地域ケアプラザ圏域	上の宮一～二丁目、北寺尾六丁目（18の一部、19～21、24の一部、25の一部、27の一部、28の一部、29～32を除く）、北寺尾七丁目（19の一部を除く）、獅子ヶ谷三丁目（30の一部、32）、馬場一～五丁目、馬場六丁目（5、6の一部、25を除く）、馬場七丁目、東寺尾一丁目（1～2、3の一部、4の一部）、東寺尾二丁目（21の一部、23）、東寺尾五丁目（11の一部、12の一部、15の一部、16～19、22、23）、東寺尾六丁目（4～16）	
中区	寿地区圏域	翁町、扇町、寿町、松影町、長者町1丁目、千歳町（1～2）、三吉町（1～3）、吉浜町（2）
	本牧原地域ケアプラザ圏域	本郷町、本牧満坂、本牧町、本牧荒井（131、132、158～170）、本牧原、本牧宮原、本牧元町（25～35）、本牧緑ヶ丘（139-4・201-9）、錦町、和田山、本牧ふ頭
保土ヶ谷区	仏向地域ケアプラザ圏域	坂本町、仏向町、仏向西
	上菅田地域ケアプラザ圏域	上菅田町、新井町
	川島地域ケアプラザ圏域	西谷町、西谷一丁目～四丁目、東川島町、川島町
	常盤台地域ケアプラザ圏域	峰沢町、常盤台、岡沢町、鎌谷町、峰岡町3丁目、和田一～二丁目、釜台町、上星川一～三丁目
	岩崎地域ケアプラザ圏域	花見台、桜ヶ丘一～二丁目、初音ヶ丘、岩崎町、保土ヶ谷町2～3丁目、狩場町
	保土ヶ谷地域ケアプラザ圏域	神戸町、岩間町、西久保町、帷子町、月見台、霞台、保土ヶ谷町1丁目、岩井町、瀬戸ヶ谷町

区	日常生活圏域名	該当地域
磯子区	磯子地域ケアプラザ圏域	磯子二～七丁目、磯子台、新磯子町、森一丁目、新森町
	新杉田地域ケアプラザ圏域	杉田一～九丁目、杉田坪呑、新杉田町
	滝頭地域ケアプラザ圏域	丸山一～二丁目、滝頭一～三丁目、岡村一～八丁目
	根岸地域ケアプラザ圏域	東町、西町、鳳町、原町、下町、坂下町、馬場町、上町、広地町、久木町、磯子一丁目、磯子八丁目、中浜町
	洋光台地域ケアプラザ圏域	洋光台一～六丁目
	上笹下地域ケアプラザ圏域	田中一～二丁目、栗木一～三丁目、上中里町、氷取沢町、峰町

* 「〇〇町の一部」となっている場所は、具体的な地番と案内図を介護事業指導課にお問い合わせください。介護事業指導課から各区の所管課に確認するため、時間がかかる事があります。

3 用地・建築・地域団体等に関する調整事項

(1) 立地条件

ア 基準条例では、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが定められています。（基準条例第87条第4項、第115条第9項、第185条第4項）

イ 都市計画（市街化調整区域、工業専用地域、特別用途地区、地区計画等）や農業振興地域制度（農業振興地域内の農用地区域）、建築協定などのまちのルールにより、それぞれの根拠法令等から**福祉施設等を整備することができない地域もあります。**

本市ウェブサイトにある「i-マッピー」などで事業所用地における都市計画等に関する内容を確認し、必要に応じて各所管部署との調整を行ってください。

横浜市行政地図情報提供システム i-マッピー（まちづくり地図情報）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

※「マッピー」のアイコンから進んでください。

ウ 利用者の安全確保の観点から、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等といった、災害のおそれがある区域での整備計画は次のとおりとします。

応募の可否

リスク ゾーン	土砂災害特別警戒区域または急傾斜地崩壊危険区域が、計画地に含まれている。	×	
災害 イエ ロー ゾーン	土砂災害警戒区域が、建物配置部分に含まれる。	×	
	土砂災害警戒区域が、建物配置部分には含まれないが、計画地には含まれている。	■	
ゾーン	浸水深*3m以上の区域が、建物配置部分に含まれる。	×	
	浸水深*3m以上の区域が、建物配置部分に含まれない。	浸水深*1m以上の区域が、計画地に含まれている。	■
		浸水深*1m未満の区域が、計画地に含まれている。	△

応募の可否

× 不可

■ 原則不可（例外あり）※1、※2

△ 可（条件あり）※2

*洪水、内水、高潮、津波浸水想定区域（想定最大規模）

例えば、洪水浸水想定区域（想定最大規模）「 $0.5 \leq \text{浸水深 (m)} < 3.0\text{m}$ 」の場合は、浸水深に1mが含まれていることから浸水深1m以上とみなします。

※1：例外とみなされるやむを得ない事情

当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること等が想定されます。当該状況を確認するために、事前相談を必須とします。事業計画書作成前に、①事前相談票、②事業計画書「別紙8 関連資料作成要領」の資料をメールでご提出ください。（状況によっては、それ以外の資料が必要となる場合もあります。）なお、例外として該当した場合でも、安全上、あくまで原則不可の立地であり、このことを踏まえた審査となることをご承知おき下さい。

※2：以下の①及び②に該当することが必要です。

① 当該区域に立地するリスクを踏まえた十分な対策を実施する計画となっていること。

被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

【参考例】

- ・土のう、止水板・防潮板の設置
 - ・該当する浸水想定区域の上限値を超える高さに居室を設置
例) 「 $0.5 \leq \text{浸水深(m)} < 3.0$ 」区域の場合は、階高3.0m以上の浸水しない階に居室を設置
 - ・垂直避難できる構造
 - ・非常用自家発電設備を浸水しない位置に設置
 - ・近隣施設との避難協定 等
- ※これらは一例であり、実態に即した対策を実施、検討してください。

② 災害イエローゾーンの想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

土砂災害警戒区域等の該当の有無について、次のURLから確認できます。

■土砂災害警戒区域

神奈川県土砂災害情報ポータル

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

土砂災害のおそれのある区域－土砂災害警戒区域等

■急傾斜地崩壊危険区域

神奈川県土砂災害情報ポータル

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

土砂災害のおそれのある区域－砂防三法指定区域

■洪水、内水、高潮浸水想定区域

わいわい防災マップ（洪水、内水、高潮浸水想定区域）（横浜市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=65>

【洪水】浸水想定区域（想定最大規模）、【内水】浸水想定区域（想定最大規模）、

【高潮】浸水想定区域

※洪水・内水・高潮は同じ画面に表示されますが、初期画面では洪水のみにが入っています。内水・高潮の確認に当たっては、必ず左側の表示切替欄にて「内水」、「高潮」にそれぞれを入れてご確認ください。

■津波浸水予測区域

わいわい防災マップ（津波浸水予測区域）（横浜市ホームページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=64>

（津波）浸水予測区域

エ 市街化調整区域における立地要件

横浜市開発審査会提案基準第20号(※1)又は第27号(※2)の改定により、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を市街化調整区域に立地することが可能となりました(平成31年4月1日施行)。なお、上記の提案基準については、必ず最新の内容をご確認いただき、特に、看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画において訪問看護事業所の併設を検討される場合は、早めにご相談ください。

また、立地にあたっての要件等は以下のとおりです。(※3)

【立地にあたっての要件】

「予定建築物の敷地は、既存又は整備中(公募選定済み)の小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の敷地から250メートル以上離れていること。」(※4)

なお、市街化調整区域へ立地予定の場合、介護事業指導課への事前相談が必須です(2頁参照)。

また、市街化調整区域における事業計画に係る提出書類として、既存事業所等との離隔距離を示す図等の書類があります。詳細は、事業計画書様式の別紙「申請予定地と既存事業所等との相互離隔距離の確認と付近見取図の作成方法について」をご確認ください。

(※1)「特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の建築行為等の特例措置」(都市計画法第34条に関する立地の許可の基準)

(※2)「社会福祉施設、学校等の開発行為、建築行為及び用途の変更の特例措置」(都市計画法第34条に関する立地の許可の基準)

(※3)市街化調整区域の立地にあたっては、原則として、開発許可又は建築許可に係る手続きが必要です。

申請等の手続きの詳細は下記URLを参照してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/kaihatsu/choseikuiki/default2019.html>

なお、市街化調整区域への立地については、上記【立地にあたっての要件】と合わせて、横浜市開発審査会提案基準に該当していることが必要です。

(※4)最新の情報により250メートル以上の距離を確認するため、既に開所している事業所及び今後の整備予定事業所については、下記ホームページのタイトル下にある「事業所一覧」にて、必ずご確認ください。

○(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の整備について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

なお、令和7年1月1日時点の「事業所一覧」については、本手引き56～57頁の事業所一覧をご覧ください。

(2) 建築基準法等の関連法規に基づく手続き

ア 基準条例のほか建築基準法や消防法等の関連法規を遵守した計画であることが前提です。

イ 横浜市福祉のまちづくり条例で定める指定施設整備基準について、建築確認の前に事前協議が必要です。協議に時間を要する場合がありますので、工程を組む際はご注意ください。また、事前協議終了後及び工事完了後に、指定施設整備基準への適合状況を確認させていただきます。

ウ 消防法施行令により、認知症対応型共同生活介護については原則として全ての事業所に、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については宿泊させる者の要介護度に応じて、スプリンクラー等の設置が義務付けられていますが、本市としては、原則として、すべての事業所で設置をお願いしています。

- エ 横浜市火災予防条例第73条に基づく防火対象物の使用開始届出書や自動火災報知設備の設置等が必要になることがありますので、設置予定地を所管する消防署に事前に相談してください。
- オ 関連法規に基づく手続きについては計画内容により様々ですので、必要に応じて関係機関へ相談してください。

※参考：建築・宅地に関する一般相談・窓口案内（建築局のURL）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20150209162454.html>

（3）医療連携、地域連携、近隣住民への説明等

基準条例により、協力医療機関等（基準条例第105条、第127条、第192条準用）や、地域との連携等が義務付けられています。

- ア 基準条例第60条の17第1項（第110条、第130条、第192条準用）では、運営推進会議の設置について規定されています。

運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者等とされています。

- イ 事業計画書を提出する際、相手方と調整のうえ、**必ず事前に地元説明を行ってください。**

地域に根差した事業所として運営することができるよう、**信頼関係の構築に努めてください。**近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決にあたっては、法人の責任において、**誠意をもって対応してください。**最低でも、隣接するお宅や自治会町内会に対しては、説明・あいさつを行ってください。不在であった場合も、できるだけ説明を行い、**ポスティングのみの説明や、不在のため説明未実施という対応は控えてください。**

なお、説明の際、**「横浜市に事業計画書を提出し、選定されなければ事業化されない。」**ということ伝えてください。

（ア）近隣住民への説明

- ・事業計画の趣旨等が説明の相手方にしっかりと伝わるよう、ご注意ください。
- ・近隣住民からの質問や意見に対応できるよう、法人の問合せ先を明記するなどの工夫をしてください。

（イ）関係機関（自治会町内会・協力医療機関等）との事前調整

自治会町内会や民生委員、地域包括支援センター、協力医療機関等の関係機関との事前調整については、各関係機関の状況に合わせてご対応ください。

また、関係機関と調整を行う際も、上記注意事項を踏まえて、丁寧な説明を心掛けてください。地域密着型サービスは、まだなじみの浅い地域も多いため、サービス内容や事業所の概要、人や車の出入り等の開所後の状況等の説明資料を配布することも有効です。

（4）固定資産税・都市計画税について

毎年1月1日（賦課期日）において、新築住宅については、住宅の種類により新築住宅の軽減措置の適用が（一定期間）あり、住宅の敷地については住宅用地の特例措置により税金が軽減されます。

小規模多機能型居宅介護事業又は看護小規模多機能型居宅介護事業を行っている家屋及びその敷地については、新築住宅及び住宅用地の軽減措置の対象外となり、また、既存の住宅を当該事業に転用された場合は、それまで適用されていた軽減措置が解消されますので、ご承知置きください。詳しくは、資産の所在する区の区役所税務課にお尋ねください。

【食事の提供について】

認知症高齢者グループホーム等の事業所において、利用者に対し食事を提供するにあたっては、届出等が必要になる場合があります。

また、調理を委託する場合等、業態によっては、食品衛生法による営業許可が必要となる場合があるので、必ず事前に、各区福祉保健センターで相談をしてください。

◆ 相 談 時 期 ◆施設（含む調理場）の平面図（案）が作成された時点

◆ 持 ち 物 ◆施設（含む調理場）の平面図、パンフレット・案内等

◆ 相 談 先 ◆ 区福祉保健センター 生活衛生課 下記URLを参照してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/gyomu/6-1.html>

*来庁の場合は、事前に電話をしてください。

*できるだけ建築士（設計者）・事業主の同席でご相談ください。

4 認知症高齢者グループホーム等の利用料

認知症高齢者グループホームの入居の際に必要な費用及び月額の利用料（家賃、管理費、水道光熱費、日常生活費等）について、どなたにも利用しやすい料金設定にご配慮ください。なお、生活保護の住宅扶助費の基準額は 68,000 円です（令和6年度時点）

同様に、（看護）小規模多機能型居宅介護所事業所を利用する際に必要な費用（宿泊費、日常生活費等）についても、利用しやすい料金設定にご配慮ください。

5 開設に伴う補助金

補助金に関する概要は次のとおりですが、整備費の補助または開設準備経費の補助を希望される場合は、別途ご相談ください。

(1) 整備費の補助

本手引きに基づく募集については、第4回及び第6回の募集に限り、開所の時期等によっては、補助金を申請できる場合があります。（補助事業年度は、第4回については計画内容等により令和8年度または9年度、第6回については、令和9年度を想定しています。）

(2) 開設準備経費の補助

本手引きに基づく募集については、原則として、開設に伴う補助金の申請はできませんが、開所の時期等によっては、補助金を申請できる場合があります。

横浜市では、神奈川県に設置された「地域医療介護総合確保基金」を活用して補助を行っています。令和7年度の補助金については、国や県、本市における予算の成立が条件となります。

今後、補助制度が大幅な変更や廃止となる場合がありますことを、あらかじめご了承ください。

特に、補助金が交付されなかった場合にも「補助なしで設置」を検討している法人等においては、その際に必要となる財源についても十分にご検討ください。

なお、補助制度の変更があった場合は、随時ホームページでお知らせします。

《令和8年度も補助制度が継続となった場合の補助概要予定》

1. 施設整備費

		認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能型 居宅介護事業所	看護小規模多機能型 居宅介護事業所
整備費	1事業所あたり 上限額	① 3,960万円（予定） ②空き家（空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に定めるものをいう。）を活用した施設整備の場合は、1,050万円（予定）。 ③特定の施設と合築・併設を行う場合は、それぞれの補助単価に1.05を乗じた額		
	財源	神奈川県地域医療介護総合確保基金		
	対象経費	建築費、改修費 (設計費用、門、柵、塀などの外構工事の費用は補助対象外)		
	対象交付者	事業所の運営法人、土地所有者等（オーナー）		
	補助対象	全ての事業計画（サテライト事業所含む）		
	主な交付条件	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉局監査課の実施設設計審査終了後、入札により施工業者を決定すること。 補助金を申請した年度内に、補助対象工事を完了すること。 法令上、スプリンクラー設備の設置義務がない事業所であっても、消防法施行令で規定されているスプリンクラー設備を原則として設置すること。 賃貸借した建物で整備を行う際には、建物所有者と運営法人間で締結する賃貸借契約書中に、『補助金を活用して工事（改修）を行った箇所については、補助事業者である運営法人で管理・所有する』ことを明記すること。 その他、横浜市が定める条件に従い、手続きを行うこと。 		
その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 入札の際には、発注者又は設計者と、資本関係若しくは人的関係がある者、又はその他の関係があり公平・公正を確保することに懸念がある者は入札に参加できません。 *資本関係:親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士等の人的関係:両会社の役員を兼ねている場合等 その他の関係:設計業務に協力した施工業者、補助対象工事以外の関連工事(本体内工事など)の施工業者等 設計者は、補助対象外の関連工事(例:内装工事のみを補助対象とする場合、分離発注して行われる本体内工事等)の施工者に設計情報を流してはいけません。 発注者(運営法人またはオーナー)は、入札指名情報を設計者に流してはいけません。 			

※整備費補助を申請する場合、通常の開所までの流れ（1頁参照）以外に、次のような手続きが必要となります。

- ・オーナー型補助を希望される場合、事業者ヒアリングについてはオーナーの方もご出席ください。
- ・法人施設審査会で審議されます。
（法人施設審査会の結果によっては、整備費補助を申請できない場合があります。）
- ・選定結果通知は、事業計画書提出締切日から概ね5か月後となります。
- ・選定結果通知後、次の手続きが必要となります。
 - ア 健康福祉局監査課による実施設計審査
 - イ 補助金申請手続き（予算議決後）
 - ウ 施工業者入札・契約・発注
（入札は、県からの交付決定後となります。）
 - エ 健康福祉局監査課による完了検査
（工事完了期限は、補助金交付申請年度内です。）

2. 開設準備経費

		認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能型 居宅介護事業所	看護小規模多機能型 居宅介護事業所
開設準備経費	1事業所あたり 上限額	98万9千円（予定） ×定員	98万9千円（予定） ×宿泊定員	
	財源	神奈川県地域医療介護総合確保基金		
	対象経費	事業所開設前の人件費、事業所PR費、備品購入費等		
	対象交付者	事業所の運営法人		
	補助対象	全ての事業計画（サテライト事業所含む）		
	交付条件	本市の定める期限までに介護保険事業所の指定を受けること。		

【オーナー型補助制度について】

土地所有者等（以下「オーナー」という。）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合、オーナーを補助金の交付対象とします。

（1）交付対象

オーナーが施設運営法人に有償で貸し付ける目的で、以下のとおり本件事業所を整備する場合オーナーに対して整備費補助金を交付します。

- ア 土地所有者がオーナーとして建物を整備し、運営法人に貸与する場合
 - イ 土地所有者から土地を借り受けたオーナーが建物を整備し、運営法人に貸与する場合
- ※オーナーが法人の場合は、法人設立後、1年以上経過していることを条件とします。

（2）交付条件

交付にあたっては、次の条件を満たしていることが必要です。

- ア 運営法人による経営が安定的・継続的に行われるよう、**運営法人が貸与を受ける不動産について、施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定、かつ、登記し、その登記簿及び賃貸借契約書（写）を提出すること。**
- イ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ウ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設の運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払い可能であると認められること。
- エ 健康福祉局監査課の実実施設計審査終了後、入札により施工業者を決定すること。なお、発注者又は設計者と、資本関係若しくは人的関係がある者、又はその他の関係があり公平・公正を

確保することに懸念がある者*は入札に参加できません。

* 資本関係：親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士等

人的関係：両会社の役員を兼ねている場合等

その他の関係：設計業務に協力した施工業者、補助対象工事以外の関連工事（本体工事等）の施工業者等
オ 補助金申請年度内に、補助対象工事を完了すること。

カ 法令上、スプリンクラー設備の設置義務がない事業所であっても、消防法施行令で規定されているスプリンクラー設備を原則として設置すること。

キ その他、横浜市が定める条件に従い、手続きを行うこと。

(3) 提出書類

事業計画書と合わせて、「オーナー型補助制度を利用する場合の追加提出書類一覧」に記載されている書類の提出をお願いします。「オーナー型補助制度を利用する場合の追加提出書類一覧」及びオーナー型補助事業計画書の様式については、以下のURLよりダウンロードしてください。

○ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

○ 認知症高齢者グループホーム

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html>

(4) 注意事項

ア 補助金の交付先としての適格性については、提出書類及びヒアリングにおいて審査を行います。ヒアリングには、オーナーの出席をお願いします。審査の結果、オーナーとしての適格性を満たさないと判断された場合には、事業計画を選定しない場合があります。

イ 事業計画の選定後、事業を円滑に進めるために、入札に係る一連の手続きを始め、補助金に関係することについては、オーナーと施設運営法人が共同して事業を行ってください。（特に個人オーナーの場合や、少人数法人の場合には、施設運営法人が各手続き等に積極的に関わり、事業の進捗を図ってください。）

ウ 事業計画の選定後、補助金の交付にあたっては別途書類提出が必要となります。

【補助金交付にかかる注意事項】

- ・ 上記補助概要は、令和6年度補助金の概要をもとに掲載しており、今後制度等が変更になる場合があります。
- ・ 開設予定日が変更となった場合、補助金の交付ができない場合がありますので、十分ご注意ください。万一、開設予定日が変更となる場合は必ず事前にご相談ください。
- ・ 補助金を受けて整備した施設・設備等の財産を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。）するにあたっては、制限がかかります。財産の処分を行うには、事前の申請により承認を得ることが必要となり、処分の内容によっては承認の際に補助金の一部返還等の条件が付されます。

※詳細は関東信越厚生局ホームページをご覧ください。

関東信越厚生局のURL

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html

- ・ 不正な手段をもって補助金の交付を受けた場合や目的に反して使用した場合、補助要綱の規定に違反した場合は、補助金の全部もしくは一部を返還していただくことがあります。

6 審査・選定方法

提出された事業計画書は、「横浜市地域密着型サービス事業所整備要綱」及び「横浜市地域密着型サービス事業計画審査要綱」に基づき審査を行い、計画を選定するか決定します。

選定基準の項目は、次の「**選定基準項目及び審査の着眼点**」のとおりです。これらの視点から事業計画を総合的に評価しています。

「選定基準項目及び審査の着眼点」

I 設置主体の評価	
選定基準項目	着眼点
1 代表者の経験及び適格性 代表者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有する者であること。	・代表者は、指定基準を満たしているか、又は基準を満たす見込みがあるか。
2 管理者の経験及び適格性 管理者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有する者であること。	・管理者は、指定基準を満たしているか、又は基準を満たす見込みがあるか。事業所運営に必要な経験を有しているか。
3 事業実績 法人は、当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。	・法人は、高齢者保健福祉関係の事業の実績があるか、また、予定地域での実績があるか。
4 関係行政庁の監査及び指導状況 法人は、高齢者保健福祉事業の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況からみて、本事業の設置主体として問題がないと認められること。	・法人は、過去5年間に行政機関からどのような指摘や行政処分があったか。指摘があった場合、改善報告が出されているか。
5 経営状況 法人は、経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。	・法人は、慢性的な赤字や資金等の問題がないか。

II 事業計画の評価	
選定基準項目	着眼点
1 事業所運営の基本的考え方 事業所運営の考え方や事業計画は、具体性があり、地域密着型サービスの理念を具現化したものであること。	・運営理念や事業計画は具体性及び実現性があるか。地域密着型サービスの理念を理解しているか。
2 建設及び運営資金の確保状況 事業所の建設及び運営資金について、その調達方法など資金計画が確実であること。また借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しが立っていること。	・妥当な収支計画、資金計画を立てているか。安定的な事業運営が見込めるか。資金は確実に確保される見込みが立っているか。

<p>3 土地建物の確保</p> <p>確実に、土地建物を確保（所有又は賃借）し、良好なサービスを安定かつ継続的に行えること。関係者との未調整等により、事業遂行に支障が生じる恐れがないこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者との「売買契約」または「長期の賃貸借契約」に関する同意が取られているか。 ・契約期間が明示されているか。 ・土地建物の権利関係（抵当権の設定等）が精査されているか。
<p>4 立地条件</p> <p>立地は、利用者や運営の観点から、環境、防災、交通便利性等が考慮されていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前面道路の幅員や緊急車両の通行に問題がないか。 ・交通の利便性は確保されているか。 ・駐車場が敷地内に確保されているか。 ・土砂災害警戒区域や浸水想定区域等に該当していないか。
<p>5 近隣説明と地域・医療連携</p> <p>隣接住民、町内会等に対し、事業所開所に向けて必要な調整が図られ、地域住民や様々な地域資源との連携ができる見通しが立っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民及び町内会等の地域団体へ事業所開所に向けた調整が図られているか。 ・事業開始後に地域資源や医療機関との連携を確保できるような調整が図られているか。
<p>6 安全で快適な空間づくり</p> <p>当該介護保険事業者指定基準上の設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様となっていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1～3「設備のガイドライン」を考慮しているか。
<p>7 適正配置</p> <p>同種の他事業所と極端に近接せず、地域における適切な配置が見込めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の事業所との距離が十分離れているか。

Ⅲ その他	
選定基準の項目	着眼点
<p>施設整備の特殊性等から審査会が必要と認めた項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、火災等様々な非常災害時の対応が検討されているか。 ・感染症発生時や事故防止の対策が具体的に検討されているか。 ・宿泊費又は家賃等の利用料について、適切な積算根拠を元に算出されているか。また、利用者に過度な負担を負わせる積算となっていないか。 ・人材確保や人材育成・定着について、具体的に検討されているか。 ・介護保険事業所を整備・運営するにあたり、支障のない計画であるか。 ・（オーナー型補助制度を利用する場合）オーナーとして、安定的・継続的な運営が行えるような適格性を有しているか。

資料 1

「小規模多機能型居宅介護」 設備のガイドライン ～安心・快適な暮らしのために～

1. 設備基準（横浜市条例）

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例において、設備基準が定められています。この基準は、利用者が安全かつ快適に過ごせる環境を提供するために必要な要件を規定しています。

設計にあたっては、当該基準を順守していただくようお願いいたします。

【小規模多機能型居宅介護】※赤字は国の基準と違う部分です（本市独自基準を含む）。

条例	解釈通知
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第 87 条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、便所、洗面設備、浴室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p>	<p>(2) 設備及び備品等 (条例第 87 条)</p> <p>① 条例第 87 条 第 1 項にいう「事業所」及び「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」は、指定地域密着型通所介護に係る 条例第 60 条の 5 第 1 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の二の二の 2 の (1) 及び (3) を参照されたい。</p> <p>第 3 の二の二の 2 より</p> <p>(1) 事業所 事業所とは、<u>指定小規模多機能型居宅介護</u>を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として 1 の建物につき、1 の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、<u>指定小規模多機能型居宅介護</u>を提供する場 合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。〔以下略〕</p> <p>(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。〔以下略〕</p> <p>② 居間及び食堂 イ 居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として利用者及び小規模多機能型居宅介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。</p> <p>ロ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを確保することが必要である。</p>

<p>(2) 宿泊室</p> <p>ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)の設置が建物の構造上困難な場合は、個室以外の宿泊室を設けることができるものとし、その場合における当該宿泊室の面積は7.43平方メートルに当該宿泊室の定員の数を乗じて得た面積以上とし、かつ、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。</p> <p>エ プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室として利用することができる。</p> <p>(3) 便所及び洗面設備 利用者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(4) 事務室 居間その他の共用の部分から分離されたものとすること。</p>	<p>なお、条例第86条第2項第1号の規定により通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(1人当たり3㎡以上)を確保することが必要である。</p> <p>③ 宿泊室</p> <p>イ 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えない。宿泊室について、原則として個室である必要があり、その面積は7.43㎡以上とします。ただし、個室の宿泊室を設置することが建物の構造上困難な場合は、個室以外の宿泊室を設けることができることとします。その場合の必要面積は、7.43㎡に宿泊室の定員を乗じた数以上とします。</p> <p>面積を計算する場合は有効面積(内法・内寸)によるものとし、壁心で計算することは認められません。また、個室以外の宿泊室は宿泊者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。個室以外の宿泊室で、プライバシーが確保されているとは、例えばパーテーションやアコーディオンカーテン、建具等お互いの視線がさえぎられていることを指します。カーテンや背の低い家具等で区切られていることは、利用者相互の視線が十分にさえぎられているとは言えず、プライバシーが確保されているとはみなせません。</p> <p>ロ 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡以上とし、かつ、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に一人を宿泊させることになる。ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があったとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意すること。</p> <p>なお、</p> <p>ハ 他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えない。</p> <p>ニ 便所及び洗面設備は国の基準では明文化されていませんが、利用者の処遇向上のために設置を義務化します。また、高齢者が使用するのに適したものは、手すりを設ける、段差を解消する、車椅子でも使用しやすくするなどが挙げられます。</p> <p>ホ 事務室は国の基準では明文化されていませんが、利用者の処遇向上及び個人情報保護のため設置を義務化します。また、例えば居間及び食堂の一部に事務室を設けたり、事務室に不特定</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p> <p>5 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第49条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>多数の者が容易に出入りできる構造であると、利用者の個別ファイル等個人情報の流出が懸念されるため、共用部分から分離されたものとします。</p> <p>④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものである。ただし、事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共通としても差し支えない。また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは、事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者と介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合）などで、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂として機能を十分に発揮しうる適当な広さが確保されており、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は差し支えない。なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えないが、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。</p> <p>⑤ 事業所の立地 指定小規模多機能型居宅介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることを、市町村が確認することを求めたものである。開設及び指定申請時においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令の規定により一律に判断するのではなく、事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである（基準第93条第6項についても同趣旨）。なお、指定小規模多機能型居</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>宅介護が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、指定小規模多機能型事業所と他の施設・事業所との併設については、指定小規模多機能型居宅介護として適切なサービスが提供されることを前提に認められるものであることに留意すること。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【厚労省QA】

<p><事業所の併設等></p>	
<p>Q 複数の小規模多機能型居宅介護事業所を同一の建物内に併設することはできるか。また、同一敷地に別棟で併設することはどうか。</p>	
<p>18.9.4 介護制度改革 information vol.127 事務連絡 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A /26</p>	
<p>A 複数の小規模多機能型居宅介護事業所を同一の建物内に併設することは認められない。また、複数の小規模多機能型居宅介護事業所を同一敷地に別棟で設置することは可能である。</p>	
<p><設備要件></p>	
<p>Q 既存の民家を活用して小規模多機能型居宅介護事業所を設けようとしているが、宿泊室や事務室を確保するスペースがないことから、宿泊室や事務室のみを別棟で設けることは可能か。</p>	
<p>18.9.4 介護制度改革 information vol.127 事務連絡 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A /38</p>	
<p>A 同一時間帯に小規模多機能型居宅介護事業所の居間と宿泊室に利用者がいる場合でも、両方の利用者に対してケアできる体制となっているかどうか、夜間に登録者から訪問サービスの依頼の連絡があった場合に適切に対応できる体制となっているかどうかなどを確認し、利用者の処遇に支障がないと認められる場合は、差し支えない。</p>	
<p><宿泊室></p>	
<p>Q 個室以外の宿泊室について、カーテンは利用者のプライバシーが確保されたしつらえとは考えにくいことから不可とされているが、アコーディオンカーテンではどうか。</p>	
<p>19.2.19 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A /11</p>	
<p>A 個室以外の宿泊室について、プライバシーが確保されたものとは、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がある。アコーディオンカーテンにより仕切られている宿泊室については、パーティションや家具などと同様にプライバシーが確保されたものである場合には、宿泊室として取り扱って差し支えない。</p>	

2. 設備基準の解説

1 事業所について

(1) 事業所の立地

指定小規模多機能型居宅介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。



(2) 事業所の定義

事業所とは、指定小規模多機能型居宅介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいいます。原則として1の建物につき、1の事業所とします。

※指定小規模多機能型居宅介護が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、指定小規模多機能型居宅介護事業所と他の施設・事業所との併設については、指定小規模多機能型居宅介護として適切なサービスが提供されることを前提に認められるものです。

※厚労省QAにおいて、既存の民家を活用して事業所を設置したいが、宿泊室や事務室を確保するスペースがない場合に、宿泊室や事務室のみを別棟で設けることも可能とされています。ただし、同一時間帯に居間と宿泊室に利用者がある場合でも、両方の利用者に対してケアできる体制となっているかどうか、夜間に登録者から訪問サービスの依頼の連絡があった場合に適切に対応できる体制となっているかどうかなどを確認し、利用者の処遇に支障がないと認められる場合は、差し支えないという条件付きです。見守りのしやすさや利便性、個人情報の保護や防犯等のリスクを考慮し、同一建物内にすべての設備を設置することが望ましいと考えられます。

また、事業所が複数階に分かれてしまう場合なども同様の考え方で、見守り等で配慮が必要となりますので、同一階にすべての設備を設置することが望ましいと考えます。

※厚労省QAにおいて、複数の小規模多機能型居宅介護事業所を同一建物内に併設することは認められませんが、同一敷地内に別棟で設置することは可能とされています。

ただし、サテライト事業所の場合は、本体事業所と同一建物又は同一敷地内に別棟で設置することは認められません。

※同一建物とは、事業所と構造上又は外見上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等につながっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道を挟んで隣接する場合は該当しません。

※横浜市内ではあまり想定されませんが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものとされています。

（3） 事業所全体の視点

- ・設計にあたっては、利用者の安全確保（死角をなくすなど、できるだけ事故等が発生しないようなハード面での工夫）や生産性向上の観点から少しでも職員が働きやすい環境になるような工夫（介護現場の生産性向上に効果があると認められる機器・ソフトウェアの導入や職員の休憩スペースの確保等）をお願いします。
- ・居間・食堂、宿泊室、台所、浴室等が複数階に分散しないなど、利用者の見守りに不安がないレイアウトになるよう工夫してください。
- ・夜勤者が利用者の見守りに不安がないような職員の待機スペースの確保、宿泊室のレイアウトを検討してください。
- ・事業所収納、宿泊室収納など必要な備品を収納できる備え付けの収納の設置を検討してください。
- ・他のサービスと併設する場合、区画や動線を明確に区分してください。
（玄関を分けるなど他のサービスと利用者や職員が混在しないように工夫してください。）
- ・衛生面で配慮された設計としてください。

（4） 事業所に設置すべき設備（一覧）

- ① 居間及び食堂
- ② 台所
- ③ 宿泊室
- ④ 便所及び洗面設備
- ⑤ 浴室
- ⑥ 事務室
- ⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- ⑧ その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等



（5） 事業所に設置すべき設備（詳細）

① 居間及び食堂

- ・広さ：機能を十分に発揮しうる適用な広さ（原則として利用者及び小規模多機能型居宅介護従業者が一堂に会するのに十分な広さ）を確保してください。

なお、通い定員を16人以上に設定する場合には、通い定員1人あたり3㎡以上の広さを確保することが必要です。（例：通い定員16人の場合は48㎡以上）

機能を十分に発揮しうる広さを確保する観点から、通い定員が15人以下であっても、通い定員1人あたり3㎡以上の広さを確保することが望ましいと考えます。

※柔軟なサービス提供を推進する観点から、工事をしなくても容易に移動できるサービス提供に必要な家具等を置く場合は、面積除外は不要とします。（任意に

面積除外することを妨げるものではありません。)

- ・面積の計算方法：面積を計算する場合は有効面積（内法・内寸）によるものとし、壁心で計算することは認められません。なお、寸法はメートル表示とし、小数点以下第2位まで（第3位以下切り捨て）としてください。
- ・家具等の配置：居間及び食堂には、テーブル、いす、ソファーなどのサービス提供に必要な備品を配置してください（平面図に位置を明示）。備品の配置に際しては、利用者、職員の動線や見守りのしやすさなどを考慮し、工夫をお願いします。なお、部屋の広さは十分に確保していたとしても、収納のための家具などをたくさん配置してしまうと、実質的に使用できるスペースが狭くなり、サービス提供に支障が出る恐れがありますので、必要な収納スペース等は居間及び食堂の面積部分とは別に設けることが望ましいと考えます。
また、通い利用者の手荷物を収納するための収納場所を確保し、平面図に反映してください。（必ずしも居間・食堂の中に設置する必要はありません。）
- ・安全面の配慮：見守りをしやすくするため、見通しをよくする、手すりを設置するなど設計上の工夫をお願いします。

② 台所

・台所については、設備基準において詳細は定められていませんが、以下の点について配慮することが望ましいと考えます。

・キッチンユニット、食器棚、冷蔵庫等の必要な設備を配置してください。

・運営基準において、食事や洗濯などの家事は可能な限り利用者とスタッフが共同で行うように努めることとされています。台所を利用者が使用することも考慮し、スタッフや利用者が安全に使用できる十分なスペースの確保やカウンターの高さ、収納の位置などを調整してください。

・調理や配膳がスムーズに行えるように、動線をシンプルに保ち、必要な設備を適切に配置してください。

・包丁や洗剤などの危険物を収納する場所には鍵がかかるようにするなど安全面にも配慮してください。

・利用者とスタッフがコミュニケーションをとりやすく、見守り等もしやすいように、対面キッチンなどの設計や、食事を準備する様子が見えるようにする工夫も効果的です。



③ 宿泊室

- ・ 広さ：原則として個室である必要があり、その面積は7.43㎡以上とします。ただし、個室の宿泊室を設置することが建物の構造上困難な場合は、個室以外の宿泊室を設けることができることとします。その場合の必要面積は、7.43㎡に宿泊室の定員を乗じた数以上とします。



※柔軟なサービス提供を推進する観点から、工事をしなくても容易に移動できるサービス提供に必要な家具等を置く場合は、面積除外は不要とします。（任意に面積除外することを妨げるものではありません。）

- ・ 面積の計算方法：面積を計算する場合は有効面積（内法・内寸）によるものとし、壁心で計算することは認められません。なお、寸法はメートル表示とし、小数点以下第2位まで（第3位以下切り捨て）としてください。
- ・ 個室以外の宿泊室：個室以外の宿泊室は宿泊者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。個室以外の宿泊室で、プライバシーが確保されているとは、例えばパーテーションやアコーディオンカーテン、建具等でお互いの視線がさえぎられていることを指します。カーテンや背の低い家具等で区切られていることは、利用者相互の視線が十分にさえぎられているとは言えず、プライバシーが確保されているとはみなせません。

また、居間・食堂の一部を使って個室以外の宿泊室とする場合には、日中、通いの利用者が来た場合に、ベッドやパーテーション等が邪魔にならないよう、日中は別の場所（収納場所等）に移動するなどサービス提供に支障が出ないような工夫が必要であると考えます。（アコーディオンカーテンを設置する場合、たまり部分は居間食堂の面積から面積除外となります。）

なお、壁が設置されていたとしても、天井部分が開いている構造などは個室とはみなせません。

- ・ 家具等の配置：宿泊室には、ベッド、サイドテーブルなどのサービス提供に必要な備品を配置してください。備品の配置に際しては、利用者、職員の動線や見守りのしやすさなどを考慮し、工夫をお願いします。なお、部屋の広さは十分に確保していたとしても、収納のための家具などをたくさん配置してしまうと、実質的に使用できるスペースが狭くなり、サービス提供に支障が出る恐れがありますので、布団や利用者の荷物など必要な収納スペース等は宿泊室の最低限必要な面積（7.43㎡）のスペースとは別に備え付けのクローゼットを設置するなど工夫することが望ましいと考えます。
- ・ 安全面の配慮：宿泊室は夜間帯に職員が見守りをしやすいよう設計上の工夫（部屋の入口を見渡せるようにするなど）をお願いします。また、宿泊室利用時は、利用者が一人で部屋で休んでいる時間帯もあることから、窓やベランダから簡単に乗り

越えられないような転落防止の対策やナースコールの設置等にも配慮してください。

④ 便所及び洗面設備

・便所及び洗面設備は、国の基準では明文化されていませんが、横浜市では利用者の処遇向上のために設置を義務化しています。設置にあたっては、手すりを設ける、段差を解消する、車椅子でも使用しやすくするなど高齢者が使用しやすいよう設計上の工夫をしてください。

・利用者の定員数に合わせて複数設置することが望ましいと考えます。（やむを得ずフロアが分かれる場合にはフロアごとに設置することが望ましいと考えます。）

・安全面の配慮から、洗剤等の危険物は施錠して保管することが望ましいと考えます。

⑤ 浴室

・浴室については、設備基準において詳細は定められていませんが、以下の点について配慮することが望ましいと考えます。

・プライバシーを確保するため、脱衣所を設置し、衣類の着脱等がスムーズに行えるよう工夫してください。

・脱衣所からも出入りできる便所を設置すると衣類の着脱時にトイレに行きたくなった際などにスムーズです。

・手すりの設置や床を滑りにくい素材にする、緊急呼び出しボタンを設置するなど安全面に配慮してください。

・スタッフも一緒に入れるようにスペースを広めに確保する、シャワーチェアを設置する、水温を簡単に調整できるようにするなど使いやすさを工夫してください。

・生産性向上のため、入浴を支援する介護ロボットの導入を検討してください。

・暖房設備を設置し、浴室や脱衣所内を適温に保つ、壁や床などを清掃のしやすい素材にしたり、湿気を逃すための換気設備を整え、カビや臭いの発生を防ぐなど、快適に使用できる環境を整えてください。

・安全面の配慮から、洗剤等の危険物は施錠して保管することが望ましいと考えます。

⑥ 事務室

・事務室は国の基準では明文化されていませんが、横浜市では利用者の処遇向上及び個人情報保護のため設置を義務化しています。設置にあたっては、例えば居間及び食堂の一部に事務室を設けたり、事務室に不特定多数の者が容易に出入りできる構造であると、利用者の個別ファイル等個人情報の流出が懸念されるため、共用部分から分離することが必要です。

・備品等の配置：事務室には、デスク、いす、書庫、PC、複合機、電話などのサービス

提供に必要な備品を配置してください。備品の配置に際しては、スタッフの動線などを考慮し、工夫をお願いします。

- ・ 個人情報の保護：事務室には、利用者の個人ファイルなど、個人情報を保管する必要があることから、鍵付きの書庫を設置し、個人情報保護を徹底してください。
また、鍵付き書庫の設置に加えて、事務室自体を施錠できる形態にしておくことも有効です。
- ・ 薬の管理：利用者から預かった薬を適切に管理する必要があるため、管理方法を検討してください。
- ・ 生産性の向上：生産性向上の観点から、サービス提供記録や国保連への請求などが一貫してできる介護ソフトを導入するなどの検討を行ってください。

⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

- ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。
- ・ 設置する消火設備等（消火器など）は平面図に落とし込んでください。
- ・ 2階建て以上の場合、利用者を安全に避難させるため、シューターなどのほかに避難階までの避難階段が設けられていることが望ましいと考えます。

⑧ その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等

- ・ 上記①～⑦の設備のほか、サービス提供に必要な設備及び備品等を適切に設置してください。

【その他設置することが望ましいと考えられる設備】

・ 収納

必要な備品等を収納するための備え付けの収納スペースを確保しておくことが望ましいと考えます。

・ 相談室（個室）

利用者や家族からの相談を受けたり、運営推進会議、職員の研修などに活用するため、個室の相談室を設置することが望ましいと考えます。

・ 職員の更衣、休憩スペース

職員の処遇向上のため、職員の更衣、休憩スペースを設けることが望ましいと考えます。

・ 洗濯、物干し

洗濯機・乾燥機を置くスペース及び物干し場などのスペースにも配慮してください。

・ 駐車場

送迎車などを駐車するためのスペースを必要数確保してください。送迎時、利用者が雨に濡れずに建物に入れるよう工夫してください。

・ 玄関

玄関には、下駄箱を設置するほか、靴を脱ぎ履きしやすいようベンチを置くなど、高齢者や車いす利用者へ配慮した空間になるよう工夫してください。

- ・ごみ置き場

事業所から出るごみの量と回収頻度を想定し、ごみ置き場を確保しておくなど事業所内が衛生的に保たれるよう工夫してください。

- ・感染予防設備

「手指消毒」「感染予防備品」など必要な備品等を用意してください。

- ・その他、近隣住民からの要望があった場合など、可能な限り意見を反映させるように努めてください。

資料2

「看護小規模多機能型居宅介護」 設備のガイドライン ～安心・快適な暮らしのために～

1. 設備基準（横浜市条例）

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例において、設備基準が定められています。この基準は、利用者が安全かつ快適に過ごせる環境を提供するために必要な要件を規定しています。

設計にあたっては、当該基準を順守していただくようお願いいたします。

【看護小規模多機能型居宅介護】※赤字は国の基準と違う部分です（本市独自基準を含む）。

条例	解釈通知
<p>(設備及び備品等)</p> <p>第185条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、便所、洗面設備、浴室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>(2) 設備及び備品等 (条例第185条)</p> <p>① 条例第185条第1項にいう「事業所」及び「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」は、指定地域密着型通所介護に係る条例第60条の5第1項の規定と同趣旨であるため、第3の二の二の2の(1)及び(3)を参照されたい。</p> <p>第3の二の二の2より</p> <p>(1) 事業所</p> <p>事業所とは、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として1の建物につき、1の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>を提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。</p> <p>〔以下略〕</p> <p>(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。〔以下略〕</p>
<p>2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p>	<p>② 居間及び食堂</p> <p>イ 居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として利用者及び看護小規模多機能型居宅介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。</p>

(2) 宿泊室

- ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするができる。
- イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。
- ウ ア及びイを満たす宿泊室(以下この号において「個室」という。)の設置が建物の構造上困難な場合は、個室以外の宿泊室を設けることができるものとし、その場合における当該宿泊室の面積は7.43平方メートルに当該宿泊室の定員の数を乗じて得た面積以上とし、かつ、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。
- エ プライバシーが確保された居間については、個室以外の宿泊室として利用することができる。
- オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

ロ 居間及び食堂は、機能を十分に発揮する適当な広さを確保することが必要である。なお、**条例第184条**第2項第1号の規定により、通いサービスの利用定員について15人を超えて定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、居間及び食堂を合計した面積は、利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さ(1人当たり3㎡以上)を確保することが必要である。

③ 宿泊室

- イ 民家等の既存施設を活用した効率的なサービス提供等を可能とする観点から、宿泊専用の個室がない場合であっても、宿泊室についてプライバシーが確保されたしつらえになっていれば差し支えない。**宿泊室について、原則として個室である必要があり、その面積は7.43㎡以上とします。ただし、個室の宿泊室を設置することが建物の構造上困難な場合は、個室以外の宿泊室を設けることができることとします。その場合の必要面積は、7.43㎡に宿泊室の定員を乗じた数以上とします。**

面積を計算する場合は有効面積(内法・内寸)によるものとし、壁心で計算することは認められません。また、個室以外の宿泊室は宿泊者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。個室以外の宿泊室で、プライバシーが確保されているとは、例えばパーティションやアコーディオンカーテン、建具等でお互いの視線がさえぎられていることを指します。カーテンや背の低い家具等で区切られていることは、利用者相互の視線が十分にさえぎられているとは言えず、**プライバシーが確保されているとはみなせません。**

ロ 利用者が泊まるスペースは、基本的に1人当たり7.43㎡以上とし、かつ、その構造がプライバシーが確保されたものであることが必要であることから、例えば、6畳間であれば、基本的に一人を宿泊させることになる。ただし、利用者の希望等により、6畳間で一時的に2人を宿泊させるという状態があったとしても、そのことをもって直ちに基準違反となるものではないことに留意すること。

また、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であつて、宿泊室の定員が1人の場合には、利用者が泊まるスペースは、1人当たり6.4㎡程度以上として差し支えない。

ハ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が有床診療所である場合については、有床診療所の病床を宿泊室として柔軟に活用することは差し支えない。ただし、当該病床のうち1病床以上は利用者の専用のもので確保しておくこと。

<p>(3) 便所及び洗面設備 利用者が使用するのに適したものとすること。</p> <p>(4) 事務室 居間その他の共用の部分から分離されたものとすること。</p> <p>3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>ニ 他の利用者が通らない宿泊室と連続した縁側等については、宿泊室の面積に含めて差し支えない。</p> <p>ホ ハにおいては、イ、ロ及びニに準じるものであるが、有床診療所の入院患者と同じ居室を利用する場合も想定されることから、衛生管理等について必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 便所及び洗面設備は国の基準では明文化されていませんが、利用者の処遇向上のために設置を義務化します。また、高齢者が使用するのに適したものは、手すりを設ける、段差を解消する、車椅子でも使用しやすくするなどが挙げられます。</p> <p>ヘ 事務室は国の基準では明文化されていませんが、利用者の処遇向上及び個人情報保護のため設置を義務化します。また、例えば居間及び食堂の一部に事務室を設けたり、事務室に不特定多数の者が容易に出入りできる構造であると、利用者の個別ファイル等個人情報の流出が懸念されるため、共用部分から分離されたものとします。</p> <p>④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定看護小規模多機能型居宅介護の居間として共用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定看護小規模多機能型居宅介護の居間との共用は認められないものである。</p> <p>ただし、事業所が小規模である場合（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員と指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合）などで、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に発揮しうる適当な広さを有している場合は、共用としても差し支えない。</p> <p>また、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは、事業所が小規模である場合（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者と介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合）などで、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂として機能を十分に発揮しうる適当な広さが確保されており、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は差し支えない。なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えないが、指定通所介護事</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p>	<p>業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。</p> <p>⑤ 事業所の立地 基準第 175 条第 4 項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る第 67 条第 4 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の四の 3 の(2)の⑤を参照されたい。 第 3 の四の 3 の(2)の⑤</p> <p>⑤ 事業所の立地 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることを、市町村が確認することを求めたものである。開設及び指定申請時においては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他の法令の規定により一律に判断するのではなく、事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである（基準第 93 条第 6 項についても同趣旨）。なお、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>と他の施設・事業所との併設については、<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>として適切なサービスが提供されることを前提に認められるものであることに留意すること。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【厚労省 Q A】

<p><人員、設備等の取扱い></p>	
<p>Q 小規模多機能型居宅介護事業所の人員又は設備等として申請している人員又は設備等を複合型サービス事業所の人員又は設備等として申請することができるのか。</p> <p>24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報 vol.267 「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1) (平成 24 年 3 月 16 日)」の送付について /166</p>	<p>A 同じ人員又は設備等を両方のサービスの人員又は設備等として申請することはできない。</p>
<p><設備要件></p>	
<p>Q 既存の民家を活用して小規模多機能型居宅介護事業所を設けようとしているが、宿泊室や事務室を確保するスペースがないことから、宿泊室や事務室のみを別棟で設けることは可能か。</p> <p>24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報 vol.267 「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1) (平成 24 年 3 月 16 日)」の送付について /168</p>	<p>A 従来の小規模多機能型居宅介護と同様であるが、同一時間帯に複合型サービス事業所の居間と宿泊室に利用者がある場合でも、両方の利用者に対してケアできる体制となっているかどうか、夜間に登録者から訪問サービスの依頼連絡があった場合に適切に対応できる体制となっているかなどを確認し、利用者の処遇に支障がないと認められる場合は可能である。</p>
<p><指定に関する基準の緩和について></p>	
<p>Q 個室以外の宿泊室について、カーテンは利用者のプライバシーが確保されたしつらえとは考えにくいことから不可とされているが、アコーディオンカーテンではどうか。</p>	<p>A</p>

<p>30.3.23 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成30年3月23日)」の送付について /124</p> <p>A 個室以外の宿泊室について、プライバシーが確保されたものとは、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がある。アコーディオンカーテンにより仕切られている宿泊室については、パーティションや家具などと同様にプライバシーが確保されたものである場合には、宿泊室として取り扱って差し支えない。</p>
<p><指定に関する基準の緩和について></p> <p>Q 有床診療所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を行う場合について、有床診療所の病床が4床で1病室であり、その病室のうち1病床のみを看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊室として届出した場合、当該事業所の当該宿泊室の定員は1人であることから、当該宿泊室（1病床）については、一人当たり6.4㎡程度以上として差し支えないという理解でよいか。</p>
<p>30.3.23 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成30年3月23日)」の送付について /125</p> <p>A 貴見のとおりである。ただし、プライバシーの確保については、問124（ひとつ上のQA）のとおりである。</p>
<p><指定に関する基準の緩和について></p> <p>Q 有床診療所が指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を行う場合について、有床診療所の病床を宿泊室として届出できることとなっており、当該病床のうち1病床以上は看護小規模多機能型居宅介護サービス利用者の専用のもので確保しておくこととされているが、当該サービスの利用者がいない場合であっても、常時、宿泊室の確保が必要となるのか。</p>
<p>30.3.23 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成30年3月23日)」の送付について /126</p> <p>A 必要である。看護小規模多機能型居宅介護サービスは通い、泊まり、訪問（介護・看護）サービスを柔軟に組み合わせるサービスであり、利用者の泊まりに対応できるよう、利用者専用の病床として1病床以上の確保が必要となる。</p>

2. 設備基準の解説

1 事業所について

(1) 事業所の立地

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。



(2) 事業所の定義

事業所とは、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいいます。原則として1の建物につき、1の事業所とします。

※指定看護小規模多機能型居宅介護が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と他の施設・事業所との併設については、指定看護小規模多機能型居宅介護として適切なサービスが提供されることを前提に認められるものです。

※厚労省QAにおいて、既存の民家を活用して事業所を設置したいが、宿泊室や事務室を確保するスペースがない場合に、宿泊室や事務室のみを別棟で設けることも可能とされています。ただし、同一時間帯に居間と宿泊室に利用者がある場合でも、両方の利用者に対してケアできる体制となっているかどうか、夜間に登録者から訪問サービスの依頼の連絡があった場合に適切に対応できる体制となっているかなどを確認し、利用者の処遇に支障がないと認められる場合は、差し支えないという条件付きです。見守りのしやすさや利便性、個人情報の保護や防犯等のリスクを考慮し、同一建物内にすべての設備を設置することが望ましいと考えられます。

また、事業所が複数階に分かれてしまう場合なども同様の考え方で、見守り等で配慮が必要となりますので、同一階にすべての設備を設置することが望ましいと考えます。

※厚労省QAにおいて、複数の看護小規模多機能型居宅介護事業所を同一建物内に併設することは認められませんが、同一敷地内に別棟で設置することは可能とされています。

ただし、サテライト事業所の場合は、本体事業所と同一建物又は同一敷地内に別棟で設置することは認められません。

※同一建物とは、事業所と構造上又は外見上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に看護小規模多機能型居宅介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等でつながっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道を挟んで隣接する場合は該当しません。

※横浜市内ではあまり想定されませんが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものとされています。

（3） 事業所全体の視点

- ・設計にあたっては、利用者の安全確保（死角をなくすなど、できるだけ事故等が発生しないようなハード面での工夫）や生産性向上の観点から少しでも職員が働きやすい環境になるような工夫（介護現場の生産性向上に効果があると認められる機器・ソフトウェアの導入や職員の休憩スペースの確保等）をお願いします。
- ・居間・食堂、宿泊室、台所、浴室等が複数階に分散しないなど、利用者の見守りに不安がないレイアウトになるよう工夫してください。
- ・夜勤者が利用者の見守りに不安がないような職員の待機スペースの確保、宿泊室のレイアウトを検討してください。
- ・事業所収納、宿泊室収納など必要な備品を収納できる備え付けの収納の設置を検討してください。
- ・他のサービスと併設する場合、区画や動線を明確に区分してください。
（玄関を分けるなど他のサービスと利用者や職員が混在しないように工夫してください。）
- ・衛生面で配慮された設計としてください。

（4） 事業所に設置すべき設備（一覧）

- ① 居間及び食堂
- ② 台所
- ③ 宿泊室
- ④ 便所及び洗面設備
- ⑤ 浴室
- ⑥ 事務室
- ⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- ⑧ その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等



（5） 事業所に設置すべき設備（詳細）

① 居間及び食堂

- ・広さ：機能を十分に発揮しうる適用な広さ（原則として利用者及び看護小規模多機能型居宅介護従業者が一堂に会するのに十分な広さ）を確保してください。

なお、通い定員を16人以上に設定する場合には、通い定員1人あたり3㎡以上の広さを確保することが必要です。（例：通い定員16人の場合は48㎡以上）

機能を十分に発揮しうる広さを確保する観点から、通い定員が15人以下であっても、通い定員1人あたり3㎡以上の広さを確保することが望ましいと考えます。

※柔軟なサービス提供を推進する観点から、工事をしなくても容易に移動できるサービス提供に必要な家具等を置く場合は、面積除外は不要とします。（任意に

面積除外することを妨げるものではありません。)

- ・面積の計算方法：面積を計算する場合は有効面積（内法・内寸）によるものとし、壁心で計算することは認められません。なお、寸法はメートル表示とし、小数点以下第2位まで（第3位以下切り捨て）としてください。
- ・家具等の配置：居間及び食堂には、テーブル、いす、ソファなどのサービス提供に必要な備品を配置してください（平面図に位置を明示）。備品の配置に際しては、利用者、職員の動線や見守りのしやすさなどを考慮し、工夫をお願いします。なお、部屋の広さは十分に確保していたとしても、収納のための家具などをたくさん配置してしまうと、実質的に使用できるスペースが狭くなり、サービス提供に支障が出る恐れがありますので、必要な収納スペース等は居間及び食堂の面積部分とは別に設けることが望ましいと考えます。
また、通い利用者の手荷物を収納するための収納場所を確保し、平面図に反映してください。（必ずしも居間・食堂の中に設置する必要はありません。）
- ・安全面の配慮：見守りをしやすくするため、見通しをよくする、手すりを設置するなど設計上の工夫をお願いします。

② 台所

- ・台所については、設備基準において詳細は定められていませんが、以下の点について配慮することが望ましいと考えます。
- ・キッチンユニット、食器棚、冷蔵庫等の必要な設備を配置してください。
- ・運営基準において、食事や洗濯などの家事は可能な限り利用者とスタッフが共同で行うように努めることとされています。台所を利用者が使用することも考慮し、スタッフや利用者が安全に使用できる十分なスペースの確保やカウンターの高さ、収納の位置などを調整してください。
- ・調理や配膳がスムーズに行えるように、動線をシンプルに保ち、必要な設備を適切に配置してください。
- ・包丁や洗剤などの危険物を収納する場所には鍵がかかるようにするなど安全面にも配慮してください。
- ・利用者とスタッフがコミュニケーションをとりやすく、見守り等もしやすいように、対面キッチンなどの設計や、食事を準備する様子が見えるようにする工夫も効果的です。



③ 宿泊室

- ・ 広さ：原則として個室である必要があり、その面積は7.43㎡以上とします。ただし、個室の宿泊室を設置することが建物の構造上困難な場合は、個室以外の宿泊室を設けることができることとします。その場合の必要面積は、7.43㎡に宿泊室の定員を乗じた数以上とします。



※柔軟なサービス提供を推進する観点から、工事をしなくても容易に移動できるサービス提供に必要な家具等を置く場合は、面積除外は不要とします。（任意に面積除外することを妨げるものではありません。）

- ・ 面積の計算方法：面積を計算する場合は有効面積（内法・内寸）によるものとし、壁心で計算することは認められません。なお、寸法はメートル表示とし、小数点以下第2位まで（第3位以下切り捨て）としてください。
- ・ 個室以外の宿泊室：個室以外の宿泊室は宿泊者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。個室以外の宿泊室で、プライバシーが確保されているとは、例えばパーテーションやアコーディオンカーテン、建具等でお互いの視線がさえぎられていることを指します。カーテンや背の低い家具等で区切られていることは、利用者相互の視線が十分にさえぎられているとは言えず、プライバシーが確保されているとはみなせません。

また、居間・食堂の一部を使って個室以外の宿泊室とする場合には、日中、通いの利用者が来た場合に、ベッドやパーテーション等が邪魔にならないよう、日中は別の場所（収納場所等）に移動するなどサービス提供に支障が出ないような工夫が必要であると考えます。（アコーディオンカーテンを設置する場合、たまり部分は居間食堂の面積から面積除外となります。）

なお、壁が設置されていたとしても、天井部分が開いている構造などは個室とはみなせません。

- ・ 家具等の配置：宿泊室には、ベッド、サイドテーブルなどのサービス提供に必要な備品を配置してください。備品の配置に際しては、利用者、職員の動線や見守りのしやすさなどを考慮し、工夫をお願いします。なお、部屋の広さは十分に確保していたとしても、収納のための家具などをたくさん配置してしまうと、実質的に使用できるスペースが狭くなり、サービス提供に支障が出る恐れがありますので、布団や利用者の荷物など必要な収納スペース等は宿泊室の最低限必要な面積（7.43㎡）のスペースとは別に備え付けのクローゼットを設置するなど工夫することが望ましいと考えます。
- ・ 安全面の配慮：宿泊室は夜間帯に職員が見守りをしやすいよう設計上の工夫（部屋の入口を見渡せるようにするなど）をお願いします。また、宿泊室利用時は、利用者が一人で部屋で休んでいる時間帯もあることから、窓やベランダから簡単に乗り

越えられないような転落防止の対策やナースコールの設置等にも配慮してください。

④ 便所及び洗面設備

・便所及び洗面設備は、国の基準では明文化されていませんが、横浜市では利用者の処遇向上のために設置を義務化しています。設置にあたっては、手すりを設ける、段差を解消する、車椅子でも使用しやすくするなど高齢者が使用しやすいよう設計上の工夫をしてください。

・利用者の定員数に合わせて複数設置することが望ましいと考えます。（やむを得ずフロアが分かれる場合にはフロアごとに設置することが望ましいと考えます。）

・安全面の配慮から、洗剤等の危険物は施錠して保管することが望ましいと考えます。

⑤ 浴室

・浴室については、設備基準において詳細は定められていませんが、以下の点について配慮することが望ましいと考えます。

・プライバシーを確保するため、脱衣所を設置し、衣類の着脱等がスムーズに行えるよう工夫してください。

・脱衣所からも出入りできる便所を設置すると衣類の着脱時にトイレに行きたくなった際などにスムーズです。

・手すりの設置や床を滑りにくい素材にする、緊急呼び出しボタンを設置するなど安全面に配慮してください。

・スタッフも一緒に入れるようにスペースを広めに確保する、シャワーチェアを設置する、水温を簡単に調整できるようにするなど使いやすさを工夫してください。

・生産性向上のため、入浴を支援する介護ロボットの導入を検討してください。

・暖房設備を設置し、浴室や脱衣所内を適温に保つ、壁や床などを清掃のしやすい素材にしたり、湿気を逃すための換気設備を整え、カビや臭いの発生を防ぐなど、快適に使用できる環境を整えてください。

・安全面の配慮から、洗剤等の危険物は施錠して保管することが望ましいと考えます。

⑥ 事務室

・事務室は国の基準では明文化されていませんが、横浜市では利用者の処遇向上及び個人情報保護のため設置を義務化しています。設置にあたっては、例えば居間及び食堂の一部に事務室を設けたり、事務室に不特定多数の者が容易に出入りできる構造であると、利用者の個別ファイル等個人情報の流出が懸念されるため、共用部分から分離することが必要です。

・備品等の配置：事務室には、デスク、いす、書庫、PC、複合機、電話などのサービス

提供に必要な備品を配置してください。備品の配置に際しては、スタッフの動線などを考慮し、工夫をお願いします。

- ・ 個人情報の保護：事務室には、利用者の個人ファイルなど、個人情報を保管する必要があることから、鍵付きの書庫を設置し、個人情報保護を徹底してください。
また、鍵付き書庫の設置に加えて、事務室自体を施錠できる形態にしておくことも有効です。
- ・ 薬の管理：利用者から預かった薬を適切に管理する必要があるため、管理方法を検討してください。
- ・ 生産性の向上：生産性向上の観点から、サービス提供記録や国保連への請求などが一貫してできる介護ソフトを導入するなどの検討を行ってください。

⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

- ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。
- ・ 設置する消火設備等（消火器など）は平面図に落とし込んでください。
- ・ 2階建て以上の場合、利用者を安全に避難させるため、シューターなどのほかに避難階までの避難階段が設けられていることが望ましいと考えます。

⑧ その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等

- ・ 上記①～⑦の設備のほか、サービス提供に必要な設備及び備品等を適切に設置してください。

【その他設置することが望ましいと考えられる設備】

・ 収納

必要な備品等を収納するための備え付けの収納スペースを確保しておくことが望ましいと考えます。

・ 相談室（個室）

利用者や家族からの相談を受けたり、運営推進会議、職員の研修などに活用するため、個室の相談室を設置することが望ましいと考えます。

・ 職員の更衣、休憩スペース

職員の処遇向上のため、職員の更衣、休憩スペースを設けることが望ましいと考えます。

・ 洗濯、物干し

洗濯機・乾燥機を置くスペース及び物干し場などのスペースにも配慮してください。

・ 駐車場

送迎車などを駐車するためのスペースを必要数確保してください。送迎時、利用者が雨に濡れずに建物に入れるよう工夫してください。

・ 玄関

玄関には、下駄箱を設置するほか、靴を脱ぎ履きしやすいようベンチを置くなど、高齢者や車いす利用者へ配慮した空間になるよう工夫してください。

- ・ごみ置き場

事業所から出るごみの量と回収頻度を想定し、ごみ置き場を確保しておくなど事業所内が衛生的に保たれるよう工夫してください。

- ・感染予防設備として、「手指消毒」「滅菌装置」「医療廃棄物保管容器」「感染予防備品」など必要な備品等を用意してください。

- ・その他、近隣住民からの要望があった場合など、可能な限り意見を反映させるように努めてください。

資料3

「認知症対応型共同生活介護」 設備のガイドライン ～安心・快適な暮らしのために～

1. 設備基準（横浜市条例）

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例において、設備基準が定められています。この基準は、利用者が安全かつ快適に過ごせる環境を提供するために必要な要件を規定しています。

設計にあたっては、当該基準を順守していただくようお願いいたします。

【認知症対応型共同生活介護】※赤字は国の基準と違う部分です（本市独自基準を含む）。

条例	解釈通知
<p>第3節 設備に関する基準</p> <p>第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)とする。</p> <p>2 共同生活住居は、その入居定員(当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第126条において同じ。)を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。</p>	<p>3 設備に関する基準（条例第115条）</p> <p>(1)事業所</p> <p>1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合には、3つ（サテライト事業所にあつては2つ）までに限られるものとする。なお、本体事業所とサテライト事業所の共同生活住居の数の関係については、2(1)の①のハの表のとおり。</p> <p>また、基準附則第7条の規定により、平成18年4月1日に現に2を超える共同生活住居を設けているものについては、当分の間、当該共同生活住居を有することができるものとする。</p> <p>1の事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたものとするために有効であると考えられる共用型指定認知症対応型通所介護を、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂において行うことは可能であるが、その場合にあつても、家庭的な雰囲気維持する観点から、共用型指定認知症対応型通所介護の利用者は、共同生活住居ごとに、同一の時間帯において3人を上限とし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の生活に支障のない範囲で居間又は食堂を利用することが必要である。</p> <p>なお、それぞれの共同生活住居に対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあるなど、管理上特に支障がないと認められる</p>

<p>3 前項の設備は、全てを同一の階に設けるものとする。ただし、従業員の配置及び設備等から日常生活に支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。</p> <p>5 一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。</p> <p>6 居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。</p>	<p>場合は、事務室については兼用であっても差し支えない。</p> <p>(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>条例第115条第2項に定める「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。</p> <p>なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているので、留意されたい。</p> <p>(3) 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の設備が複数階に分けて設けられることは、利用者の処遇や安全面から好ましくはないため、原則として全設備を同一階に設けなければなりません。ただし、従業員の配置及び設備等の両者とも日常生活を送る上で支障がないのであれば、この限りでないとします。従業員の配置から日常生活に支障がないこととは、夜間、共同生活住居がまたがる複数階ごとの夜勤者配置等を指し、設備等から日常生活に支障がないこととは、居間、食堂及び風呂等が同一階に、居室が別の同一階に設けられていることで、日中と夜間の生活場所がそれぞれ同一階に限定されていること等を指します。</p> <p>(4) 居室</p> <p>一の居室の面積は、7.43平方メートル（和室であれば4.5畳）以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとする。また、居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りでない。</p> <p>さらに、居室を2人部屋とすることができる場合とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とするべきではない。なお、2人部屋については、特に居室面積の最低基準は示していないが、前記と同様に十分な広さを確保しなければならないものとする。</p> <p>(5) 居間及び食堂</p> <p>居間及び食堂は同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として利用者及び介護従業者</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>7 便所及び洗面設備は、利用者が使用するのに適したものでなければならない。</p> <p>8 事務室は、居間その他の共用の部分から分離されたものでなければならない。</p> <p>9 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。</p> <p>10 指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 76 条第 1 項から第 9 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとする。</p> <p>(6) 便所及び洗面設備は国の基準では明文化されていませんが、利用者の処遇向上のために設置を義務化します。また、高齢者が使用するのに適したものは、手すりを設ける、段差を解消する、車椅子でも使用しやすくするなど挙げられます。</p> <p>(7) 事務室は国の基準では明文化されていませんが、利用者の処遇向上及び個人情報保護のため設置を義務化します。また、例えば居間及び食堂の一部に事務室を設けたり、事務室に不特定多数の者が容易に出入りできる構造であると、利用者の個別ファイル等個人情報の流出が懸念されるため、共用部分から分離されたものとしします。</p> <p>(6) 立地条件について 条例第 115 条第 9 項の規定は、指定小規模多機能型居宅介護に係る条例第 87 条第 4 項の規定と同趣旨であるため、第 3 の四の 3 の(2)の⑤を参照されたい。 第 3 の四の 3 の(2)の⑤</p> <p>⑤ 事業所の立地 <u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることを、市町村が確認することを求めたものである。開設及び指定申請時においては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他の法令の規定により一律に判断するのではなく、事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである（基準第 93 条第 6 項についても同趣旨）。なお、<u>指定認知症対応型共同生活介護</u>が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>と他の施設・事業所との併設については、<u>指定認知症対応型共同生活介護</u>として適切なサービスが提供されることを前提に認められるものであることに留意すること。</p> <p>なお、この規定は、平成 18 年 4 月 1 日に現に存する事業所について、改めて調査する必要があることを示したものではないので、留意されたい。</p> <p>(7) 経過措置 基準附則第 8 条の規定により、平成 18 年 4 月 1 日に現に 7.43 平方メートルを下回る面積</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>の居室を有している場合には、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）附則第10条第2項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成18年4月1日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第96号）附則第2項の規定の適用を受けていたものについては、第93条第4項の一の居室の床面積に関する基準（7.43平方メートル以上）の規定は適用しない。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 設備基準の解説

1 事業所について

(1) 事業所の立地

指定認知症対応型共同生活介護事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。



(2) 共同生活住居の数

1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合には、3つ（サテライト事業所にあっては2つ）までに限られます。

なお、本体事業所とサテライト事業所の共同生活住居の数の関係については次の通りです。

本体事業所	サテライト事業所	
共同生活住居数	共同生活住居数	1の本体事業所に対して設置可能なサテライト事業所の箇所数
1	1	1
2	1	2
	2	1
3	1	1

(3) 設備の共用について

1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければいけません。

また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則としてできません。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたものとするために有効であると考えられる共用型指定認知症対応型通所介護を、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂において行うことは可能です。その場合であっても、家庭的な雰囲気を維持する観点から、共用型指定認知症対応型通所介護の利用者は、共同生活住居ごとに、同一の時間帯において3人を上限とし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の生活に支障のない範囲で居間又は食堂を利用することが必要です。

※指定認知症対応型共同生活介護が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、指定認知症対応型共同生活介護事業所と他の施設・事業所との併設については、指定認知症対応型共同生活介護として適切なサービスが提供されることを前提に認められるものです。

(4) 事業所全体の視点

- ・設計にあたっては、利用者の安全確保（死角をなくすなど、できるだけ事故等が発生しないようなハード面での工夫）や生産性向上の観点から少しでも職員が働きやすい環境になるような工夫（介護現場の生産性向上に効果があると認められる機器・ソフトウェアの導入や職員の休憩スペースの確保等）をお願いします。
- ・本市条例において、利用者の処遇や安全面から好ましくはないため、一の共同生活住居は全ての設備を同一階に設けることを原則としていますので、可能な限り同一階に設置できるように設計をお願いします。

ただし、従業者の配置及び設備等の両者とも日常生活を送る上で支障がないのであれば、この限りでないとします。従業者の配置から日常生活に支障がないこととは、夜間、共同生活住居がまたがる複数階ごとの夜勤者配置等を指し、設備等から日常生活に支障がないこととは、居間、食堂及び風呂等が同一階に、居室が別の同一階に設けられていることで、日中と夜間の生活場所がそれぞれ同一階に限定されていること等を指します。

- ・居間・食堂、居室、台所、浴室等が複数階に分散しないなど、利用者の見守りに不安がないレイアウトになるよう工夫してください。
- ・夜勤者が利用者の見守りに不安がないような職員の待機スペースの確保、居室のレイアウトを検討してください。
- ・事業所収納、居室収納など必要な備品を収納できる備え付けの収納の設置を検討してください。
- ・他のサービスと併設する場合、区画や動線を明確に区分してください。
（玄関を分けるなど他のサービスと利用者や職員が混在しないように工夫してください。）
- ・衛生面で配慮された設計としてください。

(5) 事業所に設置すべき設備（一覧）

- ① 居間及び食堂
- ② 台所
- ③ 居室
- ④ 便所及び洗面設備
- ⑤ 浴室
- ⑥ 事務室
- ⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- ⑧ その他指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な設備及び備品等



(6) 事業所に設置すべき設備（詳細）

① 居間及び食堂

- ・広さ：機能を十分に発揮しうる適用な広さ（原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さ）を確保してください。

認知症対応型共同生活介護の場合、明確な面積基準は設けられていませんが、機能を十分に発揮しうる広さを確保する観点から、小規模多機能型居宅介護に準じて、定員1人あたり3㎡以上の広さを確保することが望ましいと考えます。

※柔軟なサービス提供を推進する観点から、工事をしなくても容易に移動できる

サービス提供に必要な家具等を置く場合は、面積除外は不要とします。（任意に面積除外することを妨げるものではありません。）

- ・面積の計算方法：面積を計算する場合は有効面積（内法・内寸）によるものとし、壁心で計算することは認められません。なお、寸法はメートル表示とし、小数点以下第2位まで（第3位以下切り捨て）としてください。
- ・家具等の配置：居間及び食堂には、テーブル、いす、ソファなどのサービス提供に必要な備品を配置してください（平面図に位置を明示）。備品の配置に際しては、利用者、職員の動線や見守りのしやすさを考慮し、工夫をお願いします。なお、部屋の広さは十分に確保していたとしても、収納のための家具などをたくさん配置してしまうと、実質的に使用できるスペースが狭くなり、サービス提供に支障が出る恐れがありますので、必要な収納スペース等は居間及び食堂の面積部分とは別に設けることが望ましいと考えます。
- ・安全面の配慮：見守りをしやすくするため、見通しをよくする、手すりを設置するなど設計上の工夫をお願いします。

② 台所

・台所については、設備基準において詳細は定められていませんが、以下の点について配慮することが望ましいと考えます。

・キッチンユニット、食器棚、冷蔵庫等の必要な設備を配置してください。

・運営基準において、食事や洗濯などの家事は可能な限り利用者とスタッフが共同で行うように努めることとされています。台所を利用者が使用することも考慮し、スタッフや利用者が安全に使用できる十分なスペースの確保やカウンターの高さ、収納の位置などを調整してください。

・調理や配膳がスムーズに行えるように、動線をシンプルに保ち、必要な設備を適切に配置してください。

・包丁や洗剤などの危険物を収納する場所には鍵がかかるようにするなど安全面にも配慮してください。

・利用者とスタッフがコミュニケーションをとりやすく、見守り等もしやすいように、対面キッチンなどの設計や、食事を準備する様子が見えるようにする工夫も効果的です。



③ 居室

・広さ：居室は個室である必要があり、その面積は7.43㎡以上必要です。

※柔軟なサービス提供を推進する観点から、工事をしなくても容易に移動できるサービス提供に必要な家具等を置く



場合は、面積除外は不要とします。（任意に面積除外することを妨げるものではありません。）

- ・面積の計算方法：面積を計算する場合は有効面積（内法・内寸）によるものとし、壁心で計算することは認められません。なお、寸法はメートル表示とし、小数点以下第2位まで（第3位以下切り捨て）としてください。
- ・家具等の配置：居室には、ベッドやエアコン、カーテンなどのサービス提供に必要な備品を配置してください。備品の配置に際しては、利用者、職員の動線や見守りのしやすさなどを考慮し、工夫をお願いします。なお、部屋の広さは十分に確保していたとしても、収納のための家具などをたくさん配置してしまうと、実質的に使用できるスペースが狭くなり、サービス提供に支障が出る恐れがありますので、布団や利用者の荷物など必要な収納スペース等は居室の最低限必要な面積（7.43㎡）のスペースとは別に備え付けのクローゼットを設置するなど工夫することが望ましいと考えます。
- ・安全面の配慮：居室は夜間帯に職員が見守りをしやすいよう設計上の工夫（部屋の入口を見渡せるようにするなど）をお願いします。また、利用者が一人で部屋で休んでいる時間帯もあることから、窓やベランダから簡単に乗り越えられないような転落防止の対策やナースコールの設置等にも配慮してください。
また、必要に応じて見守り用の介護ロボット、センサーなどの設置もご検討ください。

④ 便所及び洗面設備

- ・便所及び洗面設備は、国の基準では明文化されていませんが、横浜市では利用者の処遇向上のために設置を義務化しています。設置にあたっては、手すりを設ける、段差を解消する、車椅子でも使用しやすくするなど高齢者が使用しやすいよう設計上の工夫をしてください。
- ・利用者の定員数に合わせて複数設置することが望ましいと考えます。
- ・安全面の配慮から、洗剤等の危険物は施錠して保管することが望ましいと考えます。

⑤ 浴室

- ・浴室については、設備基準において詳細は定められていませんが、以下の点について配慮することが望ましいと考えます。
- ・プライバシーを確保するため、脱衣所を設置し、衣類の着脱等がスムーズに行えるよう工夫してください。
- ・脱衣所からも出入りできる便所を設置すると衣類の着脱時にトイレに行きたくなった際などにスムーズです。
- ・手すりの設置や床を滑りにくい素材にする、緊急呼び出しボタンを設置するなど安全面

に配慮してください。

- ・スタッフも一緒に入れるようにスペースを広めに確保する、シャワーチェアを設置する、水温を簡単に調整できるようにするなど使いやすさを工夫してください。
- ・生産性向上のため、入浴を支援する介護ロボットの導入を検討してください。
- ・暖房設備を設置し、浴室や脱衣所内を適温に保つ、壁や床などを清掃のしやすい素材にしたり、湿気を逃すための換気設備を整え、カビや臭いの発生を防ぐなど、快適に使用できる環境を整えてください。
- ・安全面の配慮から、洗剤等の危険物は施錠して保管することが望ましいと考えます。

⑥ 事務室

- ・事務室は国の基準では明文化されていませんが、横浜市では利用者の処遇向上及び個人情報保護のため設置を義務化しています。設置にあたっては、例えば居間及び食堂の一部に事務室を設けたり、事務室に不特定多数の者が容易に出入りできる構造であると、利用者の個別ファイル等個人情報の流出が懸念されるため、共用部分から分離することが必要です。
- ・備品等の配置：事務室には、デスク、いす、書庫、PC、複合機、電話などのサービス提供に必要な備品を配置してください。備品の配置に際しては、スタッフの動線などを考慮し、工夫をお願いします。
- ・個人情報の保護：事務室には、利用者の個人ファイルなど、個人情報を保管する必要があることから、鍵付きの書庫を設置し、個人情報保護を徹底してください。
また、鍵付き書庫の設置に加えて、事務室自体を施錠できる形態にしておくことも有効です。
- ・薬の管理：利用者から預かった薬を適切に管理する必要があるため、管理方法を検討してください。
- ・生産性の向上：生産性向上の観点から、サービス提供記録や国保連への請求などが一貫してできる介護ソフトを導入するなどの検討を行ってください。

⑦ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

- ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。
- ・設置する消火設備等（消火器など）は平面図に落とし込んでください。
- ・2階建て以上の場合、利用者を安全に避難させるため、シューターなどのほかに避難階までの避難階段が設けられていることが望ましいと考えます。
- ・認知症対応型共同生活介護は、原則として、全ての事業所でスプリンクラーの設置が義務付けられていますので、ご注意ください。

⑧ その他指定認知症対応型共同生活介護の提供に必要な設備及び備品等

・上記①～⑦の設備のほか、サービス提供に必要な設備及び備品等を適切に設置してください。

【その他設置することが望ましいと考えられる設備】

・収納

必要な備品等を収納するための備え付けの収納スペースを確保しておくことが望ましいと考えます。

・相談室（個室）

利用者や家族からの相談を受けたり、運営推進会議、職員の研修などに活用するため、個室の相談室を設置することが望ましいと考えます。

・職員の更衣、休憩スペース

職員の処遇向上のため、職員の更衣、休憩スペースを設けることが望ましいと考えます。

・洗濯、物干し

洗濯機・乾燥機を置くスペース及び物干し場などのスペースにも配慮してください。

・駐車場

車などを駐車するためのスペースを必要数確保することが望ましいと考えます。その際、車を降りてから雨に濡れずに建物に入れるようにするなどの工夫も有効と考えます。

・玄関

玄関には、下駄箱を設置するほか、靴を脱ぎ履きしやすいようベンチを置くなど、高齢者や車いす利用者へ配慮した空間になるよう工夫してください。

・ごみ置き場

事業所から出るごみの量と回収頻度を想定し、ごみ置き場を確保しておくなど事業所内が衛生的に保たれるよう工夫してください。

・感染予防設備として、「手指消毒」「滅菌装置」「医療廃棄物保管容器」「感染予防備品」など必要な備品等を用意してください。

・その他、近隣住民からの要望があった場合など、可能な限り意見を反映させるように努めてください。

資料4

地域密着型サービス事業所 事業者募集に関するQ&A

事業計画書の申請について

Q1：現在、法人格を持っていないが、申請は可能か。

A1：指定申請までに法人格の取得が可能であれば、個人の方でも申請可能です。

※看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所を開設している者は法人でなくても可能です。

Q2：事業所代表者（開設者）が法人代表でなくても、申請は可能か。

A2：原則として、法人代表者を充てていただく必要があります。もしも法人代表でない者を事業所代表者（開設者）にする場合、事業所代表者がその法人のどのような部門にいるかを確認するため、組織図を添付してください。

Q3：どのくらいの資金があれば事業所整備が見込めるか。

A3：事業計画によって異なるため、具体的な金額は挙げられませんが、借入金がある場合は、借入先との調整や償還額、返済期間が明確なものである必要があります。

Q4：地域連携について、日常生活圏域外の医療機関との連携を記載してもよいか。

A4：日常生活圏域外であっても、連携が取れている地域資源であれば記載してください。

募集圏域について

Q5：小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）及び認知症対応型共同生活介護事業所の事業計画を併設で申請する場合は、どちらかが募集圏域以外でも申請可能か。

A5：併設で申請する場合は、両方の事業が募集対象圏域に該当している必要があります。

選定基準について

Q6：事業計画を選定する際、望ましい要件はあるか。

A6：詳細は「建設の手引き」の『選定基準項目及び審査の着眼点』をご参照ください。また、横浜市の基準条例を満たすこと以外にも、高齢者の事業所として、ご利用者の安全性に配慮した設計であることが望ましいと考えます。資料1～3『設備のガイドライン』もご参照ください。

整備費補助金について

Q7：運営法人が悪意にしている業者に工事をお願いできるのか。

A 7 : 「民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」等に従い、適正かつ公正に入札手続きを進めていただきます。

Q 8 : 指名競争入札の、業者の選び方が分からない。

A 8 : 計画選定後、別途ご相談ください。

Q 9 : 同じ建物内に他の事業所等を合築する場合、補助金交付はどのようになるのか。

A 9 : 当該事業所整備に係る工事費のみが補助対象となり、別事業所等の工事費は補助対象外です。共用部分がある場合、補助対象工事と補助対象外工事を明確に分けていただく必要があります。

Q 10 : 補助金の交付はいつ頃になるのか。

A 10 : 健康福祉局監査課が行う完了検査が終了し、介護事業指導課が交付する整備費補助金額確定通知書が交付された後に、請求が可能となります。

(参考情報) 各事業の根拠法令

	介護保険法	老人福祉法
小規模多機能型居宅介護	第8条第19号	第5条の2 第5項
看護小規模多機能型居宅介護	第8条第23号	第5条の2 第7項
認知症対応型共同生活介護	第8条第20号	第5条の2 第6項

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所 一覧（整備予定含む）

開所済み事業所(155か所)、整備予定(12か所)

令和7年1月1日現在

区	No.	事業種別	事業所名称	所在地	日常生活圏域	指定	法人名称
鶴見	1	小多機	YMCAライフサポートセンター鶴見	鶴見区鶴見中央4-37-37-202	鶴見中央CP	H26.4.1	(福)横浜YMCA福祉会
	2	小多機	クロスハート鶴見・横浜	鶴見区矢向3-30-1	矢向地域CP	H24.2.1	(福)伸こう福祉会
	3	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 江ヶ崎町	鶴見区江ヶ崎町22-4	矢向地域CP	H29.10.1	(株)シェルパ
	4	小多機	小規模多機能こすもす	鶴見区下野谷町4-163-1	潮田地域CP	H24.10.1	(福)うしおだ
	5	小多機	サードハウス 虹の我家	鶴見区岸谷2-14-2	東寺尾地域CP	H19.12.1	(有)祥
	6	小多機	小規模多機能型居宅介護 こでまり	鶴見区北寺尾2-8-14	寺尾地域CP	H26.4.1	(福)秀峰会
	7	小多機	ミモザ横浜獅子ヶ谷	鶴見区獅子ヶ谷2-38-46	寺尾地域CP	H25.10.1	ミモザ(株)
	8	小多機	ミモザ白寿庵東寺尾	鶴見区東寺尾6-8-1	馬場地域CP	H22.10.1	ミモザ(株)
	9	小多機	小規模多機能型居宅介護 ひめゆり	鶴見区馬場3-9-29 1階	馬場地域CP	H27.4.1	(福)秀峰会
神奈川	10	小多機	小規模多機能 地域の絆 三ツ沢	神奈川区三ツ沢中町5-22	沢渡三ツ沢地域CP	H25.10.1	(有)ライフ・フレンド
	11	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 松本町	神奈川区松本町4-32-8	反町地域CP	H28.6.1	(株)シェルパ
	12	小多機	小規模多機能 地域の絆 横浜	神奈川区松ヶ丘39-7	反町地域CP	H27.2.1	(有)ライフ・フレンド
	13	小多機	小規模多機能 地域の絆 大口	神奈川区松見町1-6-6	神之木地域CP	H.25.2.1	(有)ライフ・フレンド
	14	小多機	小規模多機能施設にしてらお	神奈川区西寺尾二丁目1493外	神之木地域CP		(医)早雲会
	15	小多機	福祉クラブ生協 小規模多機能サービス菅田事業所	神奈川区菅田町1781-1	菅田地域CP	H29.10.1	福祉クラブ生活協同組合
	16	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 神大寺	神奈川区神大寺3-2-7 KCハイム1階	片倉三枚地域CP	H24.12.1	(株)シェルパ
	17	小多機	小規模多機能フェローズかたくら	神奈川区片倉五丁目34番24号	片倉三枚地域CP	R1.10.1	(福)フェローズ
	18	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 新子安	神奈川区区安通2-280	新子安地域CP	H24.2.1	(株)シェルパ
	19	小多機	小規模多機能ホーム まほろば	神奈川区入江2-7-27	新子安地域CP	H25.8.1	(有)エムエフジェイ
	20	看護	看護小規模多機能型居宅介護神奈川区新子安	神奈川区新子安一丁目24番地1	新子安地域CP		(福)若竹大寿会
	21	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 平川町	神奈川区平川町10-7	六角橋地域CP	H23.2.1	(株)シェルパ
22	小多機	小規模多機能ホーム つばさ	神奈川区羽沢町1200-50	羽沢	H23.12.1	(有)つばさケアサービス	
西	23	看護	ナーシングホームはまあかり	西区中央1-15-18	戸部本町地域CP	R3.4.1	(一社)横浜市西区医師会
中	24	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 関内	中区翁町2-7-10	寿地区	R3.6.1	(株)シェルパ
	25	小多機	パインアップル畑で	中区本郷町2-63 1階	本牧原地域CP	H22.4.1	(株)プラスケイ
26	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 みなみ本牧	本牧町2-329	本牧原地域CP	H31.4.1	(福)愛光会	
南	27	小多機	小規模多機能型居宅介護 ひなげし	南区大橋町1-1-5 F-TERRACE1階	大岡地域CP	H26.4.1	(福)秀峰会
	28	小多機	ミモザ横浜永田みなみ台	南区永田みなみ台2-1-211	永田地域CP	H19.4.1	ミモザ(株)
	29	看護	ミモザ白寿庵永田東	南区永田東2-23-50	永田地域CP	H25.8.1	ミモザ(株)
	30	小多機	小多機ケアサポートセンターはびねす横浜永田	南区永田北1丁目31番19号	永田地域CP	R4.8.1	(株)ビラ・ライフサポート
	31	小多機	ミモザ白寿庵横浜みなみの丘	南区六ツ川3-26-6	六ツ川地域CP	H23.2.1	ミモザ(株)
	32	小多機	真珠のかがやき	南区大岡5-20-18	別所地域CP	H18.4.1	(福)横浜大陽会
	33	看護	看護小規模多機能 みのり大岡	南区大岡3-12-25	別所地域CP	R2.8.1	大信産業(株)
	34	小多機	花織まいた	南区花之木町1-15-5	陸地域CP	H26.12.1	(株)日本アムニティライフ協会
港南	35	小多機	SOMPOケア 横浜港南台 小規模多機能	港南区港南台2-11-23	港南台地域CP	H21.6.1	SOMPOケア(株)
	36	小多機	小規模多機能型プラチナ倶楽部	港南区港南台6-9-25	港南台地域CP	H22.6.1	(株)三文サービス
	37	小多機	小規模多機能ホームちいさな手横浜こうなん	港南区最戸1-23-23	東永谷地域CP	H27.12.1	(株)メディカルケアシステム
	38	看護	看護小規模多機能型居宅介護 クロスハート港南・横浜	港南区東永谷1-37-4	東永谷地域CP	H25.6.1	(福)伸こう福祉会
	39	看護	看護小規模多機能型居宅介護 ケアピカ横浜港南	港南区下永谷6-7-23	下永谷地域CP	H26.4.1	(福)ハンドベル・ケア
	40	小多機	ヒューマンライフケア下永谷の宿	港南区下永谷2-34-14	下永谷地域CP	H30.6.1	ヒューマンライフケア(株)
	41	小多機	小規模多機能ホーム ジャスミン	港南区野庭町671-10	野庭地域CP	H30.6.1	(有)フルライフ
	42	小多機	小規模多機能ホームプレザンス野庭	港南区野庭町675-20	野庭地域CP	R6.6.1	(株)PRESENCE
	43	小多機	花織こうなん南	港南区日野9-44-16 KMプラザ1階	日野南地域CP	H23.11.1	(株)日本アムニティライフ協会
	44	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 アロアロ	港南区芹が谷2-19-14	芹が谷地域CP	H25.4.1	(株)アイシマ
保土ヶ谷	45	小多機	メーブル仏向館	保土ヶ谷区仏向町1303-1	仏向地域CP	H30.12.1	(株)翔栄
	46	小多機	花織ほどがや	保土ヶ谷区上菅田町271-1	上菅田地域CP	H29.6.1	(株)日本アムニティライフ協会
	47	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 悠久の里	保土ヶ谷区東川島町14-5	川島地域CP	H29.4.1	(福)幸済会
	48	小多機	メーブル岡沢館	保土ヶ谷区岡沢町333-1	常盤台地域CP	H25.4.1	(株)翔栄
	49	小多機	小規模多機能型居宅介護 うの花	保土ヶ谷区峰沢町47-1	常盤台地域CP	H25.4.1	(福)秀峰会
	50	小多機	コラージュ保土ヶ谷	保土ヶ谷区権太坂2-14-36	今井地域CP	H25.4.1	(株)グリーンサポート
	51	小多機	小規模多機能しおり 境木	保土ヶ谷区境木本町37-8	今井地域CP	H25.4.1	(有)セルフビーイング
	52	小多機	ミモザ横浜境木	保土ヶ谷区境木本町7番1号	今井地域CP	H30.10.1	ミモザ(株)
	53	小多機	小規模多機能型居宅介護 われもこう	保土ヶ谷区保土ヶ谷町3-226	岩崎地域CP	H29.4.1	(福)秀峰会
	54	小多機	天王町ケアホーム えん	保土ヶ谷区岩間町1-8-12	保土ヶ谷地域CP	H25.4.1	湘南乃えん(株)
旭	55	看護	フレアス看護小規模多機能四季の森公園	旭区上白根町795-2	ひかりが丘地域CP	R6.6.1	(株)フレアス
	56	小多機	ショウタキホーム 里山の家	旭区川島町字猪子山3070-7	白根地域CP	R6.4.1	(特非)幸令社会研究所
	57	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 ひまわり	旭区下川井町191-3	川井地域CP	H19.4.1	(株)アイシマ
	58	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 ラウレア	旭区鶴ヶ峰1-24-7	鶴ヶ峰地域CP	H25.4.1	(株)アイシマ
	59	看護	看護小規模多機能 太陽の家	旭区小高町172-8外	左近山地域CP		(福)ユーアイニナー
	60	小多機	コラージュ二俣川	旭区二俣川2-58-8	二俣川地域CP	H24.4.1	(株)グリーンネット
	61	看護	看護小規模多機能施設 バームハウス	旭区さちが丘7-14	二俣川地域CP	R2.4.1	(株)ユーミー
	62	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 みなみ万騎が原	旭区万騎が原81-7	万騎が原地域CP	H30.4.1	(福)愛光会
	63	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 アルメリア	旭区金が谷2-28-19	笹野台地域CP	H24.4.1	(株)アイシマ
	64	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 プルメリア	旭区中希望が丘165-3	南希望が丘地域CP	H25.4.1	(株)アイシマ
65	小多機	ミモザ横浜南万騎が原	旭区善部町112-2	南希望が丘地域CP	H26.4.1	ミモザ(株)	
66	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 パレット	旭区善部町119-28	南希望が丘地域CP	R2.4.1	(株)アイシマ	
磯子	67	小多機	エクセレント磯子ベイサイド	磯子区磯子二丁目1670-2	磯子地域CP		(株)エクセレントケアシステム
	68	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所みなみ杉田	磯子区杉田3-17-12	新杉田地域CP	H22.8.1	(福)愛光会
	69	小多機	小規模多機能みのり丸山	磯子区丸山1-16-5	滝頭地域CP	H21.6.1	大信産業(株)
	70	小多機	スマイル根岸の杜	磯子区下町11-18	根岸地域CP	H26.4.4	(有)スマイル介護サービス
	71	小多機	SOMPOケア 洋光台 小規模多機能	磯子区洋光台2丁目3番2の一部	洋光台地域CP		SOMPOケア(株)
	72	小多機	花織いそご南	磯子区氷取沢町15-1	上笹下地域CP	R2.4.1	(株)日本アムニティライフ協会
金沢	73	小多機	小規模多機能型ハウスふくふく六浦	金沢区六浦南2-15-23	六浦地域CP	H25.2.1	(有)在宅ナースの会
	74	看護	複合型サービスふくふく寺前	金沢区寺前2-5-38	泥亀地域CP	H24.10.1	(有)在宅ナースの会
	75	小多機	小規模多機能 洲崎えん	金沢区洲崎町16-9	泥亀地域CP	R2.4.1	(有)青空
	76	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 みなみ富岡	金沢区富岡西7-10-10	富岡地域CP	H29.4.1	(福)愛光会
	77	看護	看護小規模多機能型居宅介護 ふくふく釜利谷	金沢区釜利谷南2-4-22 白山ハイツ	釜利谷地域CP	H31.2.1	(有)在宅ナースの会
	78	小多機	けいすい小規模多機能さとやま	金沢区釜利谷西3-35-19	西金沢地域CP	H23.2.1	(医)景翠会
	79	小多機	小規模多機能型居宅介護 ふくふく富岡	金沢区富岡東6-13-13	富岡東地域CP	H30.4.1	(有)在宅ナースの会
	80	小多機	小規模多機能あおぞら	金沢区並木3-6-2	富岡東地域CP	H30.4.1	(有)青空
	81	看護	看護小規模多機能 つくしケア	金沢区柴町18-39外	西柴地域CP		(医)柴健会
港北	82	小多機	小規模多機能施設めぐみ	港北区高田東3-33-3	高田地域CP	H22.8.1	(株)ゆい
	83	看護	看護小規模多機能施設のぞみ	港北区日吉本町6-66-3	下田地域CP	R2.4.1	(株)ゆい
	84	小多機	小規模多機能ホームびわの樹	港北区新吉田東8-44-38	新吉田地域CP	H26.4.1	(株)MEGASYSTEM
	85	小多機	ミモザ白寿庵大倉山	港北区大曾根台30-12	樽町地域CP	H21.10.1	ミモザ(株)
	86	小多機	小規模多機能居宅介護なの花	港北区師岡町930-3	樽町地域CP	H24.4.1	(有)ひまわり介護
	87	小多機	小規模多機能 フェローズしのはら	港北区篠原町2793-2	大豆戸地域CP	H27.4.1	(福)フェローズ
	88	小多機	小規模多機能キュア新横浜	港北区大豆戸町639-2	大豆戸地域CP	H29.12.1	(株)極真会館メディカルマネジメント
	89	小多機	サンシャインケアホーム しろさと	港北区小机町67-1	城郷小机地域CP	H25.10.1	北友建設(株)
	90	小多機	こもれびの郷	港北区篠原東1-5-20	篠原地域CP	H19.7.1	(NPO)まごころケアサポート
	91	看護	花織こうほく	港北区篠原町3093-1	篠原地域CP	H27.12.1	(株)日本アムニティライフ協会

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所 一覧（整備予定含む）

開所済み事業所(155か所)、整備予定(12か所)

令和7年1月1日現在

区	No.	事業種別	事業所名称	所在地	日常生活圏域	指定	法人名称
緑	92	小多機	小規模多機能居宅介護 日和	緑区西八朔町228-2	山下地域CP	H30.4.1	(福)みどりの風
	93	小多機	小規模多機能型居宅介護 さざんか	緑区北八朔町1718-1外	山下地域CP	R5.4.1	(福)秀峰会
	94	小多機	小規模多機能型居宅介護 りんどう	緑区十日市場町827-6	十日市場地域CP	H24.12.1	(福)秀峰会
	95	小多機	パナソニックエイジフリーケアセンター横浜十日市場町・小規模多機能	緑区十日市場町879-3	十日市場地域CP	H30.2.1	パナソニックエイジフリー(株)
	96	小多機	シニアサロンデュランタ	緑区長津田7-15-8	長津田地域CP	H24.12.1	(有)真全
	97	小多機	ガーデンハウス もも	緑区中山2-6-1	中山地域CP	H24.4.1	(福)藤雪会
	98	看多機	看護小規模多機能型居宅介護事業所しょうじゅの里三保サテライト	緑区三保町2640-220	中山地域CP	R3.6.1	(福)兼愛会
	99	小多機	デイホーム東本郷	緑区東本郷4-5-23	東本郷地域CP	H19.8.1	ホームトラスト(株)
	100	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 みなみ鴨居	緑区鴨居1-1-8	鴨居地域CP	H30.4.1	(福)愛光会
	101	小多機	ミモザ横浜霧が丘	緑区霧が丘5-25-1	霧が丘地域CP	H29.8.1	ミモザ(株)
青葉	102	小多機	小規模多機能施設 ゆい青葉	青葉区荏田町1288	荏田地域CP	R1.6.1	(株)ゆい
	103	看多機	看多機かえりえ荏田西	青葉区荏田西2丁目29番24外	ピオラ市ケ尾地域CP圏域		(株)やさしい手
	104	小多機	スマイル藤が丘	青葉区藤が丘1-40-19	もえぎ野地域CP	H24.4.1	スマイルケア(有)
	105	小多機	ケアホームくすの木	青葉区藤が丘1-27-2	もえぎ野地域CP	H28.4.1	(株)キャンプリエ
	106	小多機	医療法人社団 三喜会 デイサービスセンター青葉台	青葉区しらとり台3-9	さつきが丘地域CP	H18.6.1	(医)三喜会
	107	看多機	複合型ハウス・メリー	青葉区松風台48-16	恩田地域CP	H25.10.1	ペア・オーリーブ(有)
都筑	108	小多機	小規模多機能型居宅介護大畑町	都筑区大畑町字鶴ノ目417-1外	中川地域CP		(福)秀峰会
	109	小多機	小規模多機能かもいけ センター北	都筑区牛久保1-1-39	中川地域CP	H26.4.1	(株)ケー・ディー・オー
	110	看多機	都筑区医師会ナーシングホーム	都筑区牛久保西1-20-21	中川地域CP	H28.4.1	(一社)横浜市都筑区医師会
	111	看多機	さくらカンタキステーション	都筑区東山田1-38-24	東山田地域CP	H31.4.1	(有)ホームケア
	112	小多機	小規模多機能型居宅介護 かもいけ	都筑区荏田南5-18-53	葛が谷地域CP	H23.2.1	(株)ケー・ディー・オー
	113	小多機	小規模多機能型居宅介護 しょうぶ	都筑区荏田南3-12-14	葛が谷地域CP	H25.4.1	(福)秀峰会
	114	小多機	小規模多機能型居宅介護 すいせん	都筑区加賀原1-23-28	加賀原地域CP	H24.12.1	(福)秀峰会
	115	小多機	小規模多機能ホーム グラーナつづき	都筑区早瀬3-16-3	新栄地域CP	H26.4.1	(有)サニー商事
	116	小多機	小規模多機能ホームグラーナ	都筑区川向町1345-1	都田地域CP	H23.12.1	(有)サニー商事
戸塚	117	小多機	もえぎケアセンター平戸	平戸町1029-1	平戸地域CP	H20.2.1	(株)コムロード
	118	小多機	小規模多機能しおり 平戸	戸塚区平戸2-17-12	平戸地域CP	H28.4.1	(有)セルフビーイング
	119	看多機	複合型サービス事業所アンジュ	戸塚区名瀬町793-7	名瀬地域CP	H26.8.1	(株)あゆみ
	120	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所「ライムハウス東戸塚」	戸塚区川上町464-29	東戸塚地域CP	H18.12.1	(有)横浜来夢会
	121	小多機	小規模多機能ホーム バンジー	戸塚区柏尾町1029-1	舞岡柏尾地域CP	H23.4.1	(有)フルライフ
	122	小多機	小規模多機能ホーム ピオラ	戸塚区柏尾町1012-1外	舞岡柏尾地域CP		(有)フルライフ
	123	小多機	もえぎケアセンター矢部	戸塚区矢部町1252-6	上矢部地域CP	H22.4.1	(株)コムロード
	124	小多機	小規模多機能ホーム ラベンダー	戸塚区上倉田町2011-1	上倉田地域CP	H25.12.1	(有)フルライフ
	125	小多機	小規模多機能型居宅介護ふぁいと戸塚ガーデン	戸塚区上倉田町2116-1	上倉田地域CP	H30.10.1	(医)平平會
	126	小多機	もえぎケアセンター戸塚	下倉田町450-1	下倉田地域CP	H19.2.1	(株)コムロード
	127	小多機	もえぎケアセンター下倉田	戸塚区下倉田町794-1	下倉田地域CP	H24.4.1	(株)コムロード
	128	小多機	ミモザ戸塚	戸塚区戸塚町943-9	南戸塚地域CP	H19.4.1	ミモザ(株)
	129	看多機	ウイル戸塚ステーション	戸塚区戸塚町3570-1	南戸塚地域CP	H25.4.1	シニアウイル(株)
	130	小多機	ウイル汲沢ステーション	戸塚区汲沢8-31-18-21	汲沢地域CP	H19.4.1	シニアウイル(株)
	131	小多機	小規模多機能型居宅介護しょうわ	汲沢六丁目25番15号	汲沢地域CP	H19.9.1	(福)日の出福祉会
	132	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所こすずめの里	戸塚区原宿2-6-7	原宿地域CP	H22.6.1	(有)リラ福祉サービス
	133	小多機	ウイル原宿ステーション	戸塚区原宿4-44-28	原宿地域CP	H25.2.1	シニアウイル(株)
134	小多機	みかみ介護支援センター	戸塚区深谷町1234-1	深谷俣野地域CP	H19.7.1	(有)三上	
135	小多機	小規模多機能ホーム 月見草	戸塚区深谷町1030	深谷俣野地域CP	H29.4.1	(有)フルライフ	
栄	136	小多機	小規模多機能型居宅介護くるみ	栄区本郷台4-28-12	豊田	H19.4.1	(福)地域サポート虹
	137	小多機	よりどころ 栄	栄区笠間2-30-25	笠間	H26.4.1	(株)同友会 ハートアンドハート
	138	小多機	小規模多機能型居宅介護かりん	栄区小菅ヶ谷3-62-2 高橋ビル1階	小菅ヶ谷	H18.4.1	(福)地域サポート虹
	139	看多機	ファミリーホスピス本郷台ハウス	栄区小菅ヶ谷3-31-16	小菅ヶ谷	H29.4.1	ファミリー・ホスピス(株)
	140	看多機	看護小規模多機能ホーム こころ	栄区桂台西2-23-1	本郷中央	R1.6.1	(有)リラローズ
	141	小多機	もえぎケアセンター若竹	栄区若竹町47-4	本郷第三	H27.2.1	(株)コムロード
	142	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 みなみ栄	栄区上之町18-9	上郷西	H25.2.1	(福)愛光会
	143	小多機	小規模多機能事業所「晴」	栄区上郷町84-9	上郷東	H20.2.1	(福)ル・プリ
144	小多機	小規模多機能型居宅介護 クロスハート上郷・栄	栄区野七里二丁目1593番地9外	上郷東		(福)伸こう福祉会	
泉	145	看多機	泉区看護小規模多機能型居宅介護	泉区上飯田町4717-1外	上飯田地域CP		(株)とやまかいこ
	146	小多機	花笑み愛成	泉区和泉町1003-1	下和泉地域CP	R3.4.1	(福)愛成会
	147	小多機	よりどころ 和泉	泉区下和泉四丁目20番26号	下和泉地域CP	H22.12.1	(株)同友会ハートアンドハート
	148	小多機	横浜いこいの里	泉区中田西4-2-43-2	踊場地域CP	H22.4.1	(福)きらめき会
	149	看多機	たすけあい泉フルール看護小規模多機能型介護事業所	泉区中田南二丁目11番40号	踊場地域CP	H30.4.1	(特非)たすけあい泉
	150	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 ダリア	泉区中田北2-15-7	踊場地域CP	R5.4.1	(株)アイシマ
	151	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所フリージア	泉区和泉町3200-1	いずみ中央地域CP		(株)アイシマ
	152	小多機	横浜市福祉サービス協会 いずみ中央花みずき	泉区和泉中央南五丁目1番18号 スガノビル1階	いずみ中央地域CP	H23.4.1	(福)横浜市福祉サービス協会
	153	小多機	小規模多機能ホーム すずらん	泉区新橋町1342-21	新橋地域CP	H23.10.1	(有)フルライフ
	154	看多機	看護小規模多機能型居宅介護事業所 アットホームやすらぎ	泉区和泉町7315-7	いずみ野地域CP	H24.4.1	(医)光陽会
	155	小多機	小規模多機能事業所 だんだん	泉区弥生台27-2	いずみ野地域CP	H22.4.1	(特非)だんだんの樹
瀬谷	156	小多機	パナソニックエイジフリーケアセンター横浜岡津町・小規模多機能	泉区岡津町162	岡津地域CP	H29.12.1	パナソニックエイジフリー(株)
	157	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 リリィ	泉区岡津町3199-1	岡津地域CP	R5.4.1	(株)アイシマ
	158	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 オリーブ	瀬谷区三ツ境159-10	二ツ橋地域CP	H20.8.1	(株)アイシマ
	159	看多機	看護小規模しょうじゅの里三保サテライト三ツ境	瀬谷区三ツ境78-1	二ツ橋地域CP	R4.6.1	(福)兼愛会
	160	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 ロマン	瀬谷区阿久和南2-11-18	阿久和地域CP	H23.4.1	(株)アイシマ
	161	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 アマリリス	瀬谷区阿久和東1-12-38	阿久和地域CP	H24.4.1	(株)アイシマ
	162	小多機	小規模多機能居宅介護事業所 ココレカ	瀬谷区阿久和東1-9-36	阿久和地域CP	R2.4.1	(株)アイシマ
	163	小多機	小規模多機能ホーム あんのん	瀬谷区本郷3-1-17 第2斉藤ビル1階	中屋敷地域CP	H23.10.1	(株)エムズプロ
	164	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 アカシア	瀬谷区本郷1-14-13	中屋敷地域CP	H24.4.1	(株)アイシマ
	165	小多機	わくわくの里	瀬谷区橋戸3-69-2	下瀬谷地域CP	H19.4.1	(NPO)ワーカーズわくわく
166	小多機	六丁目のつどい	瀬谷区瀬谷6-16-11	下瀬谷地域CP	H21.6.1	(有)優心会	
167	小多機	咲くや愛成	瀬谷区相沢7-13	二ツ橋第二地域CP	H28.4.1	(福)愛成会	

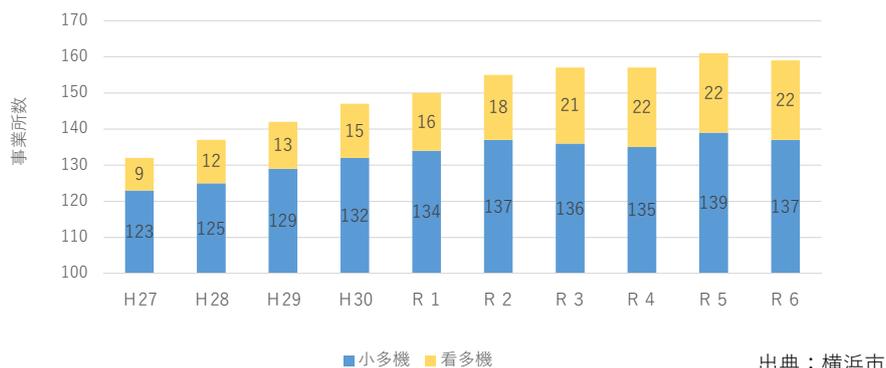
※ 小多機…小規模多機能型居宅介護事業所
 ※ 看多機…看護小規模多機能型居宅介護事業所

※ CP…ケアプラザ
 ※ …2か所整備済み圏域
 ※ …3か所整備済み圏域
 ※ …令和6年度～整備予定

【参考】 横浜市の小規模多機能型居宅介護及び 看護小規模多機能型居宅介護 関係データ

市内事業所数の推移

市内の小多機・看多機の事業所数は、近年は横ばいとなっています。



1

事業所当たりの利用者数（要介護度別）

小多機は要介護1～3の利用者が多く、看多機は要介護4及び5の利用者が多くなっています。

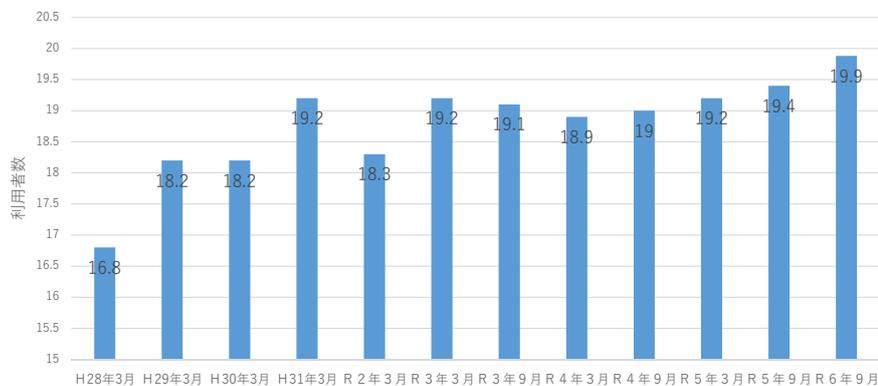
横浜市		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	事業所数
小多機	利用者数	62	110	572	762	559	435	272	2,772	138
	事業所あたり	0.4	0.8	4.1	5.5	4.1	3.2	2.0	20.1	-
看多機	利用者数	-	-	23	67	56	104	159	409	22
	事業所あたり	-	-	1.0	3.0	2.5	4.7	7.2	18.6	-

出典：利用者数は、介護保険事業状況報告（厚生労働省）
サービス別受給者数（横浜市 令和6年9月サービス分）
事業所数は、横浜市の指定データ（令和6年9月）

2

事業所当たりの利用者数の推移

事業所当たりの利用者数は増加の傾向にあり、令和6年9月は約20人となっています。

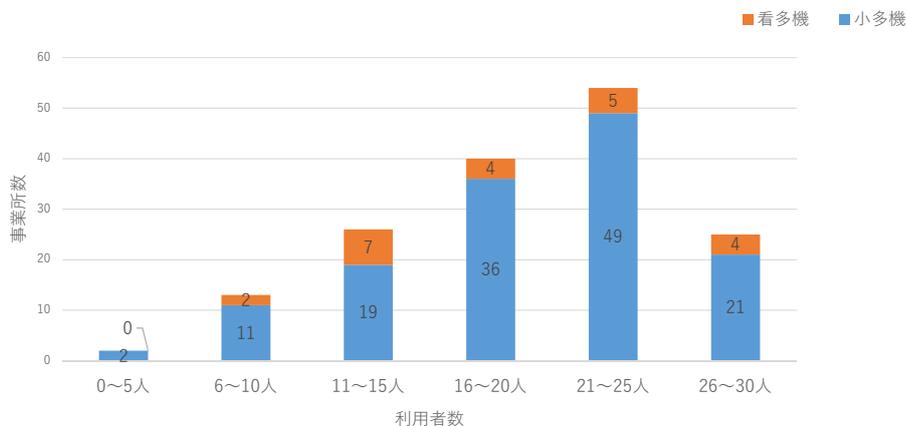


出典：利用者数は、介護保険事業状況報告（厚生労働省）
サービス別受給者数（横浜市 令和6年9月サービス分）
事業所数は、横浜市の指定データ（令和6年9月）
※小多機と看多機をあわせて集計

3

事業所当たりの利用者数

事業所当たりの利用者数は、21～25人の事業所が多くなっています。



ケアプラン分析システム（R6年9月利用分）から横浜市作成
介護予防含む、短期利用除く

4

【参考】事業所当たりの職員数（職種等別）

職員数（職種等別）

（単位：人）

	介護従業者 (看護師又は准看護師) (常勤)	介護従業者 (看護師又は准看護師) (非常勤)	介護従業者 (その他) (常勤)	介護従業者 (その他) (非常勤)
小多機	0.7	1.9	4.9	8.6

（単位：人）

	看護職員 (常勤)	看護職員 (非常勤)	介護職員 (常勤)	介護職員 (非常勤)	その他の 介護従業者 (常勤)	その他の 介護従業者 (非常勤)
看多機	2.8	5.9	8.0	5.3	0.0	2.3

小多機・看多機事業所向けアンケート（R5.12 横浜市実施）回答数：58事業所
（注）常勤換算の人数ではありません。

5

【参考】事業所当たりの職員数（所持資格別）

職員数（所持資格別）

（単位：人）

小多機	介護福祉士 (常勤)	介護福祉士 (非常勤)	介護職員 初任者研修 (常勤)	介護職員 初任者研修 (非常勤)	看護師 (常勤)	看護師 (非常勤)	准看護師 (常勤)	准看護師 (非常勤)
		3.2	2.9	1.8	4.3	0.3	0.6	0.1

（単位：人）

看多機	介護福祉士 (常勤)	介護福祉士 (非常勤)	介護職員 初任者研修 (常勤)	介護職員 初任者研修 (非常勤)	看護師 (常勤)	看護師 (非常勤)	准看護師 (常勤)	准看護師 (非常勤)	
		6.2	2.8	1.6	2.0	2.4	2.0	1.4	0.3
	保健師 (常勤)	保健師 (非常勤)	理学療法士 (常勤)	理学療法士 (非常勤)	作業療法士 (常勤)	作業療法士 (非常勤)	言語聴覚士 (常勤)	言語聴覚士 (非常勤)	
	0.0	0.3	1.1	0.6	0.0	0.2	0.0	0.1	

小多機・看多機事業所向けアンケート（R5.12 横浜市実施）回答数：58事業所
（注）常勤換算の人数ではありません。

（注）同一の方が複数の資格を所持している場合は、重複してカウントしています。

6

【参考】事業所ごとの1日あたり支援回数

近年では、泊まりと訪問の回数が増加傾向にあります。

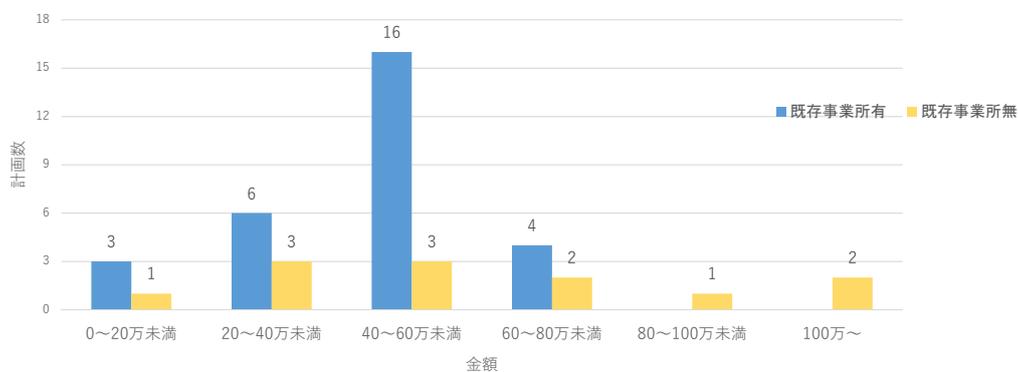
登録者数 平均	1日あたり支援回数		
	通い	泊まり	訪問
19.3	9.3	3.6	11.7

小多機・看多機事業所向けアンケート（R5.12 横浜市実施）
 において添付された活動報告書の分析
 事業所数：58
 ※平均人数は回答事業所の活動報告書掲載数の平均のため、前出の数値
 とは一致しません。

7

事業計画における賃借料

小多機や看多機を既に運営している場合は、新しい事業所を計画する際に、土地や建物にかかる費用を、相対的に抑えているように見受けられます。



平成29年度～令和6年度募集の応募計画、事業計画書の収支予算書から横浜市作成
 ※小多機と看多機を合わせて集計。不選定の計画を含みます。

8

横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業について
地域密着型サービス事業所の整備促進のため、土地所有者等と当該事業所の整備・運営を希望する運営法人のマッチングに係る事業を行っています。

【参考】令和6年度横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業チラシ

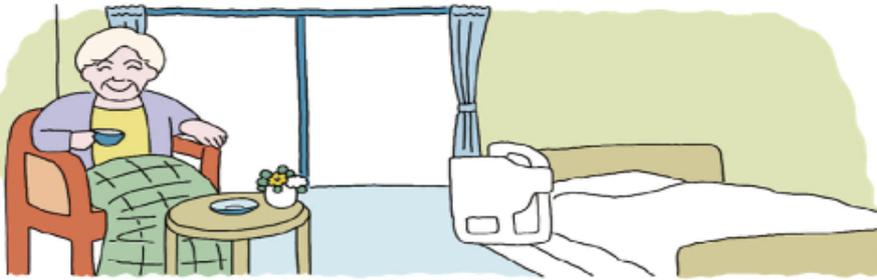
※令和7年度は、内容に変更が生じる可能性があります。

まずはお気軽に
ご相談ください！

長期間貸収入！
整備費補助(標準坪面)3,660万円(※)あり！

あなたの土地・不動産を、 地元の 高齢者施設のために、 ご活用いただけませんか？

～介護事業者とのマッチングをお手伝い～



令和5年度横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業



土地の広さはどのくらい必要なの？

A. 前面道路や建築可能な面積にもよりますが、
400～700㎡くらいが目安です。





費用はかかるの？どの場所でもいいの？

A. 相談やマッチングの費用は無料です。対象
とならない場所もありますが、まずはお問
い合わせください。



問合せ先 一般社団法人 かながわ福祉居住推進機構
電話:045-264-4784 / mail:kanaju@kanaju.xsrv.jp



※補助制度は、条件や注意事項がありますので、詳細は横浜市健康福祉局介護事業指導課発行の「建設の手引き」をご確認ください。

マッチング事業について

横浜市では、「よこはまポジティブエイジング計画」に基づき、介護保険制度の地域密着型サービス事業所の整備を促進しています。これらは、高齢者の方が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るためにとても重要な施設ですが、整備の進んでいない地域があるのが現状です。

本事業は、高齢者福祉への土地有効活用を希望する土地所有者等と、事業所開設を希望する運営法人をマッチングし、整備を推進することを目指しています。

マッチング対象者

- 横浜市内に所有する土地等を地域密着型サービス事業所(下記対象事業所)に有効活用したい個人・法人
- 横浜市内で地域密着型サービスの事業所(下記対象事業所)を開設希望の運営法人

対象となる事業所

- 小規模多機能型居宅介護事業所 ●看護小規模多機能型居宅介護事業所 ●認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)

事業内容

- マッチング説明会 ●個別相談会 ●税務・建築相談(事前予約制) ●施設見学会など
- ※日時、会場等の詳細については、QRコード(表面)先のホームページ、又はお電話にてご確認ください。

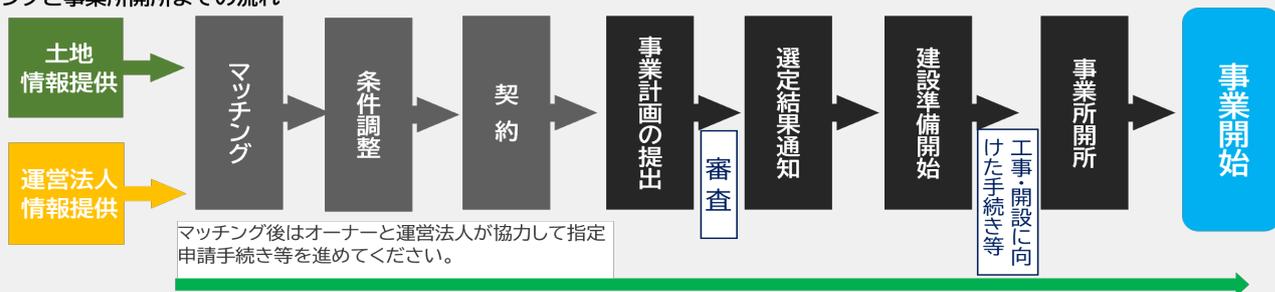
その他、よくある質問

Q 市街化調整区域の土地でも設置できる？
小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は一定の基準に合致すれば可能です。

Q 実際の活用までどれぐらいかかるの？
事業所を運営する法人は、公募により選定します。運営法人が立てた事業計画を横浜市が審査し、計画が選定されて初めて事業所の建設を行うことができます。公募への応募から実際の開設までは約2年間の期間を要します。

例：R7.6月末頃 計画提出締切 → 審査期間 → R7.11月頃選定結果 → 結果通知後、建設準備開始 → 工事・開所に向けた手続き等 → R9.4月開所

マッチングと事業所開所までの流れ



注意事項等

- ※ ご提供いただいた情報は、個人情報保護法に基づき厳重に管理し、本事業の運営のために適切に取扱います。
- ※ 紹介いただいた対象地に事業所の建設が可能かどうかは、運営法人に調査・確認を行っていただきます。
- ※ 事業所の開設にあたっては、運営法人の事業計画が横浜市の審査を受け選定される必要があります。
- ※ 不動産契約にあたっては、土地所有者等(オーナー)と運営法人にて条件を調整していただきます。
- ※ 立地条件によっては開設できない土地がございますので、あらかじめご承知おきください。
- ※ 土地情報の紹介は、事業計画の選定を保証するものではありません。また、選定の審査において有利になるものではありません。
- ※ 事業所の整備は日常生活圏域(*)ごとに進めており、募集圏域は、「建設の手引き」にて公表しています。毎年度、募集圏域を更新していますので、最新の「建設の手引き」をご確認ください。
*日常生活圏域：横浜市ではおおむね中学校区(人口規模2~3万人)を目安とし、地域ケアプラザの区域を基本として148か所設定しています。



横浜市 密着型 事業所整備促進

検索

事業受託期間 令和6年6月1日～令和7年3月31日

※受託期間外は、下記の横浜市健康福祉局介護事業指導課 整備担当に、お問い合わせください。電話：045-671-3414 FAX：045-550-3615

地域密着型サービス事業所整備計画 事前相談等申込票

送信先	健康福祉局 介護事業指導課 整備担当宛 eメール: kf-kscm@city.yokohama.lg.jp TEL:045-671-3414 FAX:045-550-3615 横浜市中区本町6-50-10
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

送信日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

①事前相談等申込票の送付

- 必要事項を記入し、上記送信先にEメール又はFAXでお送りください。お急ぎの場合はお電話でご一報ください。
※お電話をいただいてもすぐに対応できない場合がありますのでご了承ください。
- 受理後、担当者からご連絡いたします。
- 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、市街化調整区域での整備を予定している場合は事前相談が必須です。
- 相談内容によっては、お電話での対応となる場合があります。
- レイアウトに関する相談の場合、平面図・案内図等もあわせてお送りください。

②事前相談にあたっての留意事項

- (1) **必ず「建設の手引き」をご一読・ご持参ください。**
- (2) 運営に関する質問・指定に係る手続きは、別途介護事業指導課【運営担当】(045-671-3466)へお問い合わせください。
↓該当するものに■黒字

開設予定法人	法人名:		予定事業	<input type="checkbox"/> ①認知症対応型共同生活介護	
	担当者:			<input type="checkbox"/> ②小規模多機能型居宅介護	
	連絡先:			<input type="checkbox"/> ③看護小規模多機能型居宅介護	
併設 無・有 ()					
設計担当	法人名:		補助金申請予定	<input type="checkbox"/> 整備費 (□法人 □オーナー型)	
	担当者:			<input type="checkbox"/> 開設準備経費	
	連絡先:			<input type="checkbox"/> 申請予定なし	
予定地				() 圏域	
用途地域		地域	災害区域	土砂	急傾斜
浸水想定	洪水		内水	高潮	津波
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、市街化調整区域での整備を予定している場合に記載してください			➔	直近の小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(整備中のもの含む)との直線距離 m	
定員	①の場合	ユニット1 ユニット2 ユニット3 ()人=()人+()人+()人	整備予定地の現状	<input type="checkbox"/> 更地 現状 ()	
	②③の場合	登録()人、通所()人 宿泊()人、個室()部屋		<input type="checkbox"/> 建物等有り 現状 ()	
				<input type="checkbox"/> 建物有り(既存物件改修予定)	
来庁希望日時		来庁人数		次のものに限ります。 整備費 ・「通常公募」募集分 ・「未整備・随時開所」募集分のうち、第4回及び第6回募集分のみ(応相談) 開設準備経費 ・「通常公募」募集分 ・「未整備・随時開所」募集分については、原則対象外(応相談) 詳しくは、建設の手引きを参照してください。	
第1希望	月 日 :	名			
第2希望	月 日 :	名			
第3希望	月 日 :	名			
来庁を希望される場合(電話及びEメールでの事前相談も可)			質問・相談内容		
(例) <ul style="list-style-type: none"> ・調整区域に小規模多機能型居宅介護事業所の整備を検討しているため、事前相談票を提出します。 ・認知症高齢者グループホームの整備を検討しているため、図面を送付します。確認をお願いします。 ・図面について相談したいため、上記のとおり、対面での相談を希望します。予め、平面図も送付します。* (*図面について、対面での相談をご希望の場合、予め平面図・配置図を送付してください。(Eメールでの相談も可能です。))					

～問合せ・連絡先～

【事業者募集・選定】

横浜市 健康福祉局 介護事業指導課 地域密着 整備担当
TEL 045-671-3414 FAX 045-550-3615

●認知症対応型共同生活介護事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html>

横浜市 認知症高齢者グループホーム 整備

検索



●小規模多機能型居宅介護事業及び看護小規模多機能型居宅介護事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

横浜市 小規模多機能型居宅介護 整備

検索



【サービス内容・指定手続き】

横浜市 健康福祉局 介護事業指導課 地域密着 運営担当
TEL 045-671-3466 FAX 045-550-3615

ご来庁の場合、必ず事前に日時をお約束の上、お越してください。